

を取締役会でもっともらために監査役が取締役会を招集するということができないが、監査役は取締役会でみずから議決することはできないわけでごさいます。事実上はかの取締役と相談をいたしまして、そしてその取締役から取締役会を招集してもらつと、こういうようなこともできるわけでごさいますので、株主総会招集権を削りましたと同じような趣旨におきまして取締役会招集権も一応落とすことにいたしましたわけでごさいます。しかしながら、これらの点につきましてははかの修正部分と合わせまして法制審議会に後ほど御報告いたしまして、その了承をいただいたような次第でごさいます。

それから、なお付言いたしますと、監査役の業務監査権、これが今回の改正の眼目でごさいます。が、監査役が業務監査を行なうために必要限度の権限というものは、これは今回の法案におきまして盛り込んでおると、そういう意味におきまして株主総会招集権あるいは取締役会招集権を落としてしましても監査役の業務監査自体には支障がないであろうと、このように判断いたしましたわけでごさいます。

○原田立君 要綱であつたと、それを法案のときに削つたと、削るそのおもしろい理由は、これがもしあると会社内が混乱するんじゃないか、そういう心配で削つたんだと、こういうふうな説明のようですけれども、大臣、やっぱり監査役というのは借りてきたネコみたいな、ちんちくりんでとまっているような人じゃなくて、やっぱり多少タカ派でも、にらみのきくような人というのがやつていくのが監査役の仕事じゃないかと思うんですけれどもね。それからまた実際問題、こういう権限が認められた、あの監査役にはやばやしたんじゃないか、それがある、また監査役はもうも抜くぞ抜くぞと抜かないでいて、それで会社はうまくいけばいいと思ふんですけれどもね。借りてきたネコでいいのか、タカ派でいいのか、権限は与えておいて抜くぞと抜かない、抜かないけれども、その社会情勢よくする、そんな

な方向にしていってほしいのじゃないかと。これは私の意見だけれども、どうですか。

○國務大臣(中村梅吉君) これは当時、私おりませんが、法務当局としては慎重に検討した結果であらうと思ひます。確かに取締役は業務執行というところが責任でありまして、監査役はその会社の経理及び業務を監督する立場でございまして、監督する立場のものが株主総会を招集してしまつたり、あるいは取締役会を招集してしまつたり、あることよりはむしろ円滑な行き方はあるんじゃないかというふうなことから、この点は最初の答申にありましたのを削除することになったものと思ひます。

ただ、しかしながら、監査役の権限が強化されました。經理の監査だけでなくに今度は業務監査もできる、これはたいへんな改革でありまして、監査役の地位なりあるいは権能なりというものは強化されるわけでごさいますから、これからはこの制度でひとつ監査役としての地位も向上させなければなりませんし、また実際向上するものと思ひます。そして監査役としての法定された権能を發揮して、十分ににらみをきかしてもらいたいものだ、私もさう考へておるわけでごさいます。

○原田立君 どうも中途はんばのようなお答えであれませんが、じゃ監査役が真にその任務を全うするために形成的な議決機関である取締役会に出席するだけでは不十分である、不十分ですよ、大臣。大体取締役会なんてのは形式的ですからね。その始まる前に重役会あるいは役員会というのがあるんですよ。そちのほうできまつてきたことによつてさうとさう一萬千里に流れていってしまふんですからね。そのときに監査役の人がたとへば発言を求めてうまくいくかどうか。ところが役員会あるいは常務会だなどというところには監査役は出られないんですからね。取締役会だけの出席権と発言権、それだけなんですから。むしろもつと権限を強化させるんだと、こういうんだつたら、その監査役を取締役よりも下に置いて

おいて、使つて何かやるというんじゃない、もつと同等に引き上げていって、監査役も取締役と同等に引き上げていって、さうしてやつたほうが不正はなくなると思ふと思うんですけれども、監査役の役目を十分に果たせるんじゃないかと、こゝろを思ふんですが、要するに常務会または役員会等に出席して、経営方針その他業務執行に關する重要な意思決定のプロセス及びその執行状況を把握する、さうしてきちんと手を打っていく、さういう監査役でなければならぬんじゃないか、こゝろを思ふんですが、どうですか。

○政府委員(川島一郎君) 監査役の地位を引き上げなければならぬというところは仰せのとおりであらうと思ひます。今回の改正におきましても、その点につきましては配慮をいたしておるつもりでごさいます。たとえば今回の改正によりまして、監査役の任期は一年から二年に引き上げられることになりまして、御承知のように取締役の任期は現在二年でございまして、監査役と同じ任期になるわけでごさいます。株式会社法のいままでの歴史におきまして、取締役の任期が三年であつたことにごさいます。その当時は監査役の任期は二年でございまして、昭和二十五年の改正によりまして、取締役の任期は二年、監査役の任期は一年というふうになり、それぞれ一年ずつ引き下げられたわけでごさいます。今回の改正によりまして、初めて監査役が取締役と同じ二年という任期を持つことになるわけでありまして、この意味は、要するに監査役というものを取締役と同等の地位に引き上げるということをはねらうとしておるわけでごさいます。選任方法などにつきましても従来差がございましたのを、今回は取締役も監査役も同じ定数数を必要とするというように選任の要件を改めておきます。こういう趣旨から監査役は取締役と同じ立場に立つて監査を行なう、対等の立場でものが言えるようにするというのが今回の改正の大きなねらいになつておるわけでごさいます。

それから常務会についてのお話でごさいます。現在大きな会社は常務会というのをつくつて

おりまして、取締役のうちで社長、副社長、専務、常務といったようなおなじ役員だけが集まつて会社内部の問題を相談するということをいたしております。その常務会に監査役が出席するというのも必要であると思ひますが、ただこの常務会と申しますのは、商法上の制度ではなくて、事実上の任意的な機関でございまして、したがつて、法律で規定をしようとしたとしても、常務会というもの組織が商法にございませんで、監査役がそれに出席するというような規定を置くこともできないわけでごさいます。のみならず、常務会というのは商法上の機関でございませんで、法律的に特別の権限を持ったさういふ会合でもないわけでごさいます。たとえば新株を發行する、代表取締役を選任するといったようなことはすべて取締役会できめるといふことになつておまして、常務会できめるわけではございせん。さういふ意味で取締役会という法律上の制度につきましては、監査役の出席権、意見陳述権といったようなものを認めたわけでごさいます。が、常務会については特に規定ができなかつたわけでありまして、ただ実際の運用をいたしまして、常務会というものを開いておる、そしてそこに監査役の出席を認めているという会社も若干ではございまして、現在あるようでごさいます。今度、監査役が会計監査から業務監査に権限を広げました場合には、一そう、さういふた常務会にも監査役が出席することが望ましいと、さういふことになつておると思ひます。この点は大いにさういふた慣行が今後において確立されるようになることが好ましいと、このように考へております。

○原田立君 局長はいまだいへん大事なことを発言してはいるわけだけれど、監査役がさういふ役員会、重役会等に出で、ごく少数ではあるけれども出ていって、それを慣行化していきなさいと、慣行化されていくであろうが、またそんな方向で指導したいというふうな意味のことを言つておられるけれども、これは非常に重大な問題だと思ふ。で、それを本気になつてやっぱりやるべきだと思ふので

すね。監査役の権限を強化するというのだったら、そのぐらゐのことはやらなければだめだと思ふのです。序の口だろうとばかりは思つてはおりますけれどもね。監査役も重役会あるいは役員会、商法上に定められたものじゃないけれども、事実上の問題ではあるけれども、それに監査役が出ていって、そしてきちつと経理監査あるいは業務監査等も正常に運営していく、そういう方向に向いていくことを強く要望すると、そういう姿勢が望ましいと、こういうふうには局長は言われたというふうに理解してよろしいですね。

○政府委員(川島一郎君) そのとおりでございます。

○原田立君 ところでこの改正案では、監査役の職務権限が強化された点と先ほどから言つてはいるんだが、また前回の質問で、どういふ人を得るか、その人を得るのが問題だらうと思ふ。それでこの点で改正案ではまだ不十分に私は思ふんであります。

まず、監査役の資格要件の定めがない、監査役たる者についての資格要件の定めがない。改正案では重要な任務をになう監査役の資格は野放しである。わずかにその会社及び子会社の取締役、支配人その他の使用人であつてはならないとの欠格事由があるのみであります。こうした条件もさることながら、会社の業務内容が専門化、複雑化になるにつれて、ますます会計監査ないしは経営実務についての知識経験を必要とするなどの積極的な資格要件を定める必要があるんじゃないか、監査役については、そうしないではたして適任者を得られるかどうか。監査制度自体をどれほどいふてみても、監査役の選任自体を誤れば監査業務が効果を発揮することは全く期待できない、こんなふうな思ふんですが、どういふふうにお考えになつてゐるのか。要するに監査役の今度は質的向上ですね。私はこんな——こんなと言つたんではあれですが、会社経営の経験も何もありませんからよく知らないけれども、伝え聞くとこころによれば、会社役員の手がもう山のごとくいる、そ

の中からえりすぐつて、それで取締役等がきまつていく、それであふれちゃつた者が、しようがないから監査役に回るといふあふれ監査ですね、これが世の中にはたいへん多くいるんだといふことを聞いております。そんなものではほんとうにいま考えられてゐるような監査を十分強力にしていこうといふことには全然通じないじゃないか、これを心配するわけですね。いま私が言いたいのは、監査役になるべき資格要件、資格条件ですね、これをもっときちんとしたものにするべきではないのか、その点どういふふうにかへてゐるのか。

○政府委員(川島一郎君) 監査役には人を得なければならぬといふ点はまことに仰せのとおりであると存じます。どんな制度をつくりましても、それを運用する人が適当な人でなければその制度が十分な効用を発揮できない。そういう意味におきまして、御指摘の点は十分企業としては考慮しなければならぬと思ひます。ただ、これを法律上の手当てでいたしまして、監査役の資格要件をきめるといふこと、確かに一つの考え方であるかと存じますけれども、これはなかなか資格のきめ方がむづかしいといふ問題がございます。ただいま仰せになりましたあふれ監査役というふうな事例も少なくないようでございます。しかしながら、実際に一番多いのは、たとえば親会社の役員とか使用人が子会社の監査役になるとか、あるいは大きな会社でありますと、取引先の銀行とか、そういった取引先の有力な会社から監査役が派遣されてくること、こういう例も相当あるようでございます。

○政府委員(川島一郎君) 監査役には人を得なければならぬといふ点はまことに仰せのとおりであると存じます。どんな制度をつくりましても、それを運用する人が適当な人でなければその制度が十分な効用を発揮できない。そういう意味におきまして、御指摘の点は十分企業としては考慮しなければならぬと思ひます。ただ、これを法律上の手当てでいたしまして、監査役の資格要件をきめるといふこと、確かに一つの考え方であるかと存じますけれども、これはなかなか資格のきめ方がむづかしいといふ問題がございます。ただいま仰せになりましたあふれ監査役というふうな事例も少なくないようでございます。しかしながら、実際に一番多いのは、たとえば親会社の役員とか使用人が子会社の監査役になるとか、あるいは大きな会社でありますと、取引先の銀行とか、そういった取引先の有力な会社から監査役が派遣されてくること、こういう例も相当あるようでございます。○政府委員(川島一郎君) 私の申し上げておりますのは、監査役に適切な人を迎へることは必要である、ただ、法律であまり厳密な資格要件といふものをきめることは、少なくとも現在の段階においては問題があるといふことを申し上げておるわけでございます。

か、やはり一考を要する問題が出てくるのではないかと、このように思ふわけでありまして。ただ、そういういろいろ現在の事情から考えまして、監査役の資格要件をきめるといふことはなかなかむづかしい問題である。したがつて、今後の運用を見ましても、はたして実際に妥当するような資格要件といふものをきめられるかといふような問題がございます。ことに、御承知のように監査役といふのは数が少のうございます。大きな会社でも二人とか三人といふのがせいぜいでございます。まして、小さな会社になりますと監査役が一人しかいない。こういった人数の制限もございまして、それに資格をきめますと、実際の運用が非常に困難になるといふような問題もあらうかと思ひます。したがつて、監査役には適当な人を得るように努力してもらいたいと思ひますけれども、現状から見まして、この資格をきめるといふことは非常にむづかしい、まだ現段階ではちよつと実現しにくいのではないかと、このように考えております。

○原田立君 そうしますと、いつまでたつても、いま政府が法案をつくつて監査役の地位を向上せしめようなんていつたつて、これはかけ声だけでいつまでたつてもよくならないんじゃないですかね。見通しはどうなんですか、見通しは。

それと、そこら辺がはつきりしないでおいて、ただ、いまの局長のような話でただはつきりわかりませんなんというんだつたら、これはやみでですよ、これは。もう少しはつきり何かせてください。

○政府委員(川島一郎君) 私の申し上げておりますのは、監査役に適切な人を迎へることは必要である、ただ、法律であまり厳密な資格要件といふものをきめることは、少なくとも現在の段階においては問題があるといふことを申し上げておるわけでございます。なお、ちなみに、しからばどういふ人を持つてくることになるかといふ点でございますが、この商法改正が国会に提案されましてから経済界におきましては、商法改正に応じて会社としても人事

の面その他を考えなければならぬ、こういう議論が起つてきております。たとえば経団連の経済法規委員会におきましては、この商法が改正された場合の企業の経営あるいは人事のあり方というものを検討しようといふことになつておりますし、現にその検討を行なつてゐるのではないかと、いふふうに思ひます。それから経済同友会というふうな団体もございまして、これも新聞などの報道によりまして、かなり商法改正後の会社の運営あるいは人事について今後各会社がお互いに意見を合して、そしてこの改正の趣旨を生かしたような運用を申し合はせていきたい、こういう機運にあるといふことも聞いております。したがつて、この商法改正が行なわれまして後におきましては、実業界がこの趣旨を十分に理解して、それに即応した体制をとつてくれるものと期待をいたしておる次第でございます。

○原田立君 局長、この監査役ですね、監査役は現在はいわゆる個人監査ですね、ところが取締役のはうはいわゆる取締役会という合議機関があつてやつてゐる。それからまた取締役のほうは数が多い、監査役は少ないといふようなこと等も含めて、これからの監査といふものはそういう個人監査ではもうだめなんじゃないですか。たとえば新日鉄であるとか大きな会社を監査するには個人監査なんていつたつて、個人でやろうつたつてなかなかできるものじゃないと。となると、そこに事務局を設けるとか、あるいは監査役もそういう大会社になれば一人じゃないはずですから、何人もいるんでしょから、いわゆる監査役会といふようなものをこれは当然つくつて、それを確立していくの必要なんじゃないでしょうか。商法で取締役会といふのが認められてゐると同じように、監査役会といふようなものも特に大きな会社等なんかについては設ける必要があるんじゃないか、私見ですけれどもそんなふうな思ふのですけれども、どうですか。

○政府委員(川島一郎君) 監査役についてももつと人数をふやして、そして監査役会みたいな機関

をつくるべきではないか、また必要な事務局、補助者を設けるべきではないかという御意見、非常に重大な問題を提起しておられると思います。ことに監査役会という組織をつくるかどうかということは、商法の株式会社法の機構全般をどうするかということとの関連において考えなければならぬ問題であると思います。まあ御提案に近い御提案に近いと申しますが、むしろ御提案と同じような立場に立っておられるのは西ドイツの株式会社法であろうと思いますが、今回の改正は監査役に業務監査権を与えたという意味においてそれに若干近づいたということですが、まだ会社によってその監査役の人数を何人置けというような制度はつくっておりませんし、合議体というものを規定してその権限を定めるというまでには至っておりません。はたしてそのドイツのような株式会社法が今後日本の株式会社法となるべき道なのかどうかという点につきましては、私、個人的な意見でございますけれども、今後法制審議会などにおいて十分検討していただきたいというふうに思っております。

ただ、今回の改正におきましてはそこまでできなかった。というのは、その基本になりますところの監査役員の数であります。現在、十億、百億というような会社でありますも、監査役が二人か三人くらいしかいない。これでは監査役会というものをつくっても強力な権限を認めるのにふさわしくないという実情でございますので、今後監査役というものをひとつ強力なものにしていく必要があるというのであれば、仰せのようにならば資本金によって監査役の員数を法定し、そして監査役会というような組織をつくるということまでいかなければならないと思います。したがって、その点は今後の研究課題ということになるわけでございますが、現状におきましては、一応改正案といたしましては最初に仰せになりましたように監査役は個別の監査機関、二人おりましたも三人おりましたも一人一人が監査機関として独立してその仕事を行なうというたてまえをとってお

ります。もちろんこの監査役が共同して監査を行なうこと、あるいは手分けをして分業して行なうということとは差しつかえないわけでありましてけれども、別々に行動することができるということになつていくわけでありまして、監査役が共同して行動しなければならぬということにいたしますと、ある面では個々の監査役の行動が束縛される、制約されるということが出てくるわけです。たとえば違法行為の差しとめの措置をとるか、あるいは総会に対して会社運営の不当な点についての報告をするという場合に、現在のような制度でありますと一人だけで自分の思うことを自由に指摘できるわけでありまして、合議体でまとめた意見でない行動に移せないということになりますと、その面の制約が出てくるわけでありまして、そこを会の権限と個人の権限を振り分けなければならぬ、こういう問題が出てまいります。

そこで、監査役会というものを設けるといたしますと、会社の規模によって組織を変える、それから監査役会の権限と個々の監査役の権限をふるい分けるといったような非常に大きな問題に発展して行くわけでありまして、ひいては取締役会の制度、株主総会の制度というものの権限の調整の問題、こういったものにまで影響して行くと思われうわけでありまして、これは今後株式会社法の根本的な、全面的な改革というものに取り組んでいかなければならぬと思われましますので、その際に十分検討していただきたい、このように思うわけ

です。それから補助者の点でございますが、事務局とおっしゃいましたが、現在でも監査役が監査を行なうために補助者というものを設けている場合がございまして、しかし、これは人数にいたしますとごくわずかでございまして、一人とか二人とか、その程度のものが多くございまして、今度業務監査を担当することになりました以上は、もつとこの補助機構を大きくしていく必要があると、これは仰せのとおりであります。

○原田立君 今回の特例法案では大規模の会社を資本額五億円以上の会社として、小規模の会社を資本額一億円以下の会社としておるのであります。その結果、監査などについては五億円以上の会社すなわち大会社、一億円をこえ五億円に至らない会社すなわち中会社、一億円以下の会社すなわち小会社の三段階に分けられることになると思われうのであります。従来から資本の大きさによって商法の適用対象を分けるべく商法の抜本改正をすべきだと、こんなふうにいわれており、今回監査のみに限定してではありますけれども、三段階に分けたのあります。将来、商法上の問題として、監査のみならず、もう少し幅を広げてこういう大、中、小というふうなことにしていく考えのもとに今回監査のことをやったのかどうか、その点はいかがですか。

○政府委員(川島一郎君) 御承知のように、株式会社は現在百万以上あるわけでございます。その中には資本金二、三十万円の小さな会社から百億、千億という大きな資本金を持っている大会社まで無数にあるわけでございます。しかも、こういう規模の非常に違う会社を一律に同一の制度をもって律しようとするのはどうしても無理があります。まず、実情に合わない点を生じてまいります。

したがって、今回の改正は監査制度についてでございますけれども、仰せのように三つに区分して監査制度を規定しておる、こういうことにならうわけでありまして、将来の方向として、はたして三つに区分するのがよいのか、二つに区分すれば足るのかという問題はあらうと思われまします。会社の規模に応じて、それぞれその規模にふさわしい制度というものを一つづつしていく必要がある、このように考えております。

ごく大まかなことを申し上げますと、小規模の株式会社については、思い切って機構を簡素化する必要がある。たとえば株主総会というものがあつて、現在小規模の会社でも株主総会を開かなければならぬということになっております。しかし、小規模の会社で株主が特定の範囲に限ら

れておるといふような場合には、株主の全員の同意を得れば株主総会を開かなくてもいいと、こういうようなことにすることも考えられるわけでありまます。それから、こまかい問題でございますが、貸借対照表を株式会社は新聞あるいは官報に公告しなければならぬということになっております。小さな規模の株式会社はそういうことを実際にはいたしてない。まあ商法違反ということになります。貸借対照表の公告をしていない実情でございます。こういうこともその公告を要しないようにするとか、いろいろ簡素化をはかる必要があるというふうにも思われうわけ

です。それから他方大規模の会社につきましては、いろいろ複雑にはなりますけれども、業務の適正を確保するためにいろいろこまかい規定を設ける必要があるというふうにも思われまます。たとえば先ほど問題に出ましたように、会社の資本金によって取締役あるいは監査役の員数の最低限を引き上げるというふうなこともございまして、それに伴って取締役会あるいは監査役の権限といったものをもろ少しこまかく再検討してみようということも必要であらうかと、このように考えるわけでございます。

○原田立君 会計監査人により外部監査の精度と信頼度を一〇〇%のものにするには、改正案による措置では不十分じゃないのかと心配するんですけれども、たとえば公認会計士の皆さん方が被監査会社と個別に契約するのではなくて、公的な機関が公認会計士または監査人と契約した上、被監査会社へそれらの公認会計士を随時派遣して監査に当たらせる、こんなふうな仕組みにすることも、外部監査の精度あるいは信頼度を一〇〇%にするための一つの方法であらうと思われまします。その点はどうか。社内であつては取締役と監査役、まあ悪いことばで言えば同じ穴の甲の中にいる人たちです。これを今度外部の会計監査人がやると、その点理屈からいって非常にばくは精度がいいと思われまします。ところが、これらの報酬がやっぱりその会社から出ると、こうなると、やっぱり人

情で多少その会社に縛られて言うべきことも言えなくなるのじゃないかと、要するに公認会計士の人、会計監査人の地位というのが情に流される心配はないのか、そんなことがあつちやならないようにするためには、直接その会社から報酬が出るんじゃないかと、他の何かしらの公的な機関を設けてそこからお金が出る、報酬が出ると、こんなふうにしたならば、会計監査人というのにもう不羈独立で、そして何ものにも左右されないで仕事ができる、こう思うんですけれども、これは私の私見ですけれどもどうですか。これは大蔵省ですか。——大蔵省のほうも……、大臣どうですかね、大臣も含めて御答弁をお願いしたい。

○説明員(田中啓二郎君) お答え申し上げます。

先生のおっしゃるようなお考えも一つのお考えだとは思いますが、私どもの一つの法律の体系といたしましては、やはり監査人の精神的な独立性ということと社会的な信任ということが一番大事と考えておりまして、企業が会計監査人の監査によって、その財務内容がだいたいようぶだということと社会的な信頼を博するからには、当然報酬は企業から会計監査人に払ってしかるべきものではないかと。それならば国が厳正な試験をして資格を定めている公認会計士に対して社会的責任の負託にこたえるような方法を講じているかいないかということに関係いたしますが、その点に関しましては公認会計士業務の適正な運営を担保するために、この特例法におきまして、あるいは公認会計士法におきまして、あるいは証取法におきましていろいろなことを講じているわけでありまして、たとえばこの商法特例法では、「会計監査人がその職務に關し不正の請託を受け、賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束した」というようなときは法二十八条で罰則がありまして、その他虚偽報告ないし虚偽記載をした場合の罰則等、それから会計監査人の損害賠償責任が規定してございまして、また公認会計士法そのものでも、財務書類について虚偽または不当な監査証明を行なった公認会計士及び監査法人の関与社員は懲戒

処分が付される、また信用失墜行為等にも關しても、一般の懲戒処分が付されるということがございまして、また事件に必要な調査をするため、大蔵大臣は公認会計士に対して出頭を命じたり、審問及び報告を徴する権限もございまして、かつ事務所立ち入りとか物件検査、提出命令という権限も持っております。その他信用失墜行為に対する懲戒処分法云々がございまして、さらに証取法そのものにおきまして、公認会計士の民事責任というものも非常に強く規定しております。以上のようないふことで、公認会計士が被監査会社から直接監査報酬を受け取っております反面、公認会計士業務の適正な運営担保の手段を法律的にきびしく規定しているという点がございまして、国とか特殊法人が企業から報酬を受領して、そして関与公認会計士に支払うということまでしないでいいのではないかと……、考えております。

○國務大臣(中村梅吉君) いま大蔵当局からも御説明がございましたが、私も同じくしては、公認会計士の制度というのが、大体いふ原田先生の

おっしゃるような精神を生かそうということできていると思うのです。先生のおっしゃるお話は確かに一つの理想でございますが、まだどうもその理想の境地には到達し兼ねるので、公認会計士という厳重な制度をつくりまして、公認会計士に監査をやらせることがこの段階では適當ではないかということであらうと思ひます。

○原田立君 いま大臣からも御答弁いただいたけれども、大蔵のほうでそういう罰則が規定されているから心配要らないのだと言つたので、それはあなた、あなただつて人間だ、そうはいかないんじゃないですか。多分に心配をするのですよ。いろいろと粉飾決算だとか何か起きた、過去に幾つもありましたよ。それなんかだつてそんな事件、好きのんで起こしたわけではないでしよう。だけれども、やはりこうきめるところがきめられないものだから、とうとうするところがあるといふてあんなふうな結果になつたのだらうとばかりは思ひます。やはり人間だからね、罰則規定きめてある

から心配要らないのですよとあなたは言うけれども、それはばくちさだと思ひます。やっぱりそういう精神論じゃなくて、實際のものを何らか手をつける、考えるべきじゃないでしようかね。これでもあなたにまのようには罰則規定がきちんとあるから、今後粉飾決算や逆粉飾決算などあんなようなことは絶対ありませんよと、心配要りませんよと断言できますか。

○説明員(田中啓二郎君) その点は先生仰せのとおり、人間のやることでございまして、罰則があるから安心だといふふうには思つておりませんが、しかし、やはり報酬という金銭の問題がござい

ますので、やはり公認会計士の何といふか、仕事をやる上での抑止力といふものがあるという意味で、まあ最後には罰則というものがあつたというところで、ないよりはあつたほうがそういう抑止力に役立つのではないかと、要は公認会計士の精神的な独立及び自分の監査によつて当該被監査会社の社会的な信用を世間に對してはつきりさせるという点の意識ではないかと思ひます。

○原田立君 証券取引法の規定による監査についての特別利害關係の範圍には、財務諸表の監査証明に關する大蔵省令第二条に詳細に規定されているわけでありまして、株式会社監査制度改正に關する民事局参事官室試案ですが、その中に大体これと同じようなものが定められておつたのが、七項目です。さきめられておつたのが、要綱案あるいは法律の段階で三項目に削られておつた、会計監査人の欠格事由が整理され簡明化されているが、それは一体どういふわけなのか。それから確かに会計監査人の欠格事由として商法に規定される場合と、公認会計士法二十四条の業務制限に規定されている場合とではその法的効果が異なる、いま大蔵省のほうで話があつたとありますが、片方のほうでは、商法の場合では、その計算書類、提出書類を出した場合でも總會決議は無効になる。商法の場合には無効になる。公認会計士法の場合は、ただその会計監査人の懲戒処分だけである。全然その効果が違つたわけですね。そんなような

点から、会計監査の公正を確保するという観点からは非常に疑問を感ずるんでありますけれども、その点はどうか考えておられるか。

○政府委員(川島一郎君) いま仰せになりましたのは四十三年の民事局参事官室試案のことでございます。この「第十一 大会社の特例」の中の項目の一つに御指摘のような条項があるわけでございますが、この四十三年の民事局参事官室試案と申しますのは、法制審議会の審議の過程でつくられた一つの案でございまして、その後、法制審議会でもさらに審議を続けました結果、こういふことまに規定につきましては商法に規定しないので、そして公認会計士關係の法令で規定すると、ただいま仰せになりましたように、その結果、欠格事由ではなくして懲戒事由に変更されたところ、こういうことになるわけでございます。欠格事由にするのがいいのか、懲戒事由にするのがいいのかという問題は、仰せのように一つの問題点であらうと思ひます。ただ、商法の立場から申しますと、あまり業法めいた規定を商法に置くことはいかかであらうかといふふうには考えられます。ところが、それからさらにこのようなものを欠格事由とした場合には、その欠格事由のある公認会計士が監査をした結果、その決算が成立して配当が行なわれたという場合を仮定いたしますと、その欠格事由があつたために決算が正しく行なわれなかつたことになる、配当もやり直したというふうなことになる。これはゆゆしい問題になります。そういうことも考えまして——考えたかどうかわかりませんが、一応どちらの制度がいいのかといふことを考える場合にはそういう問題があるかと思ひますが、最終的な法制審議会の要綱といたしましては、いまの点は商法には規定しないで公認会計士關係の法令で規定するということになつたわけでございます。私これはいづれがすぐれているかといふことはあまり深く研究したわけでもございせんのでお答えできないわけですが、懲戒事由にいたしましたとしても、結果的にはそういう利害關係というものは排除され

ということになりますので、このような案でもよろしいのではないかと、そう考える次第でございます。

○原田立君 会計監査人の選任方法についてであります。その選任は監査役の過半数の同意を得て取締役会決議によって行なわれると、特例法案第三条第一項で定められているわけであり、また会計監査人を選任したときは取締役がその旨を株主総会に報告しなければならぬ、こうなっているわけであり、この前も議論があつたところであり、取締役会決議によつて会計監査人がきまるのではなくて、やはり株主総会の選任、そこのほうにすべきではないか、かように考えるんですけれども、その点どうですか。

○政府委員(川島一郎君) この公認会計士による監査という制度は外国にもございまして、外国の立法例を見ますと、株主総会で選任するというものもあるようでございます。そういった点から見まして、確かに一つの考え方であらうと思つておられます。ただこの商法の改正案の考え方は、株主総会を開いて選任しなければならぬということにいたしますと、一たん選任した会計監査人が途中で死亡したとかあるいは欠格事由が生じたとか、そういうことでその資格を失つてさらに後任の者を補充しなければならぬといった場合に、またそこで株主総会を開くというのはいへんではないか、こういったような考え方一部にあつたのではないかと、さういふふうに思つておられます。取締役会で選任できるとして、おいたほうが実際的だ、これは言えようかと思つておられます。御承知のように、この案におきましては取締役会が選任するが、それには監査役の同意が必要である、こういうことになっておられます。その限度で会計監査人の地位というものはある程度保障されておられると、さういふふうに考えておられます。御指摘の問題は外国の立法例などを参照いたしますと、確かに一つの問題でございますが、今回の案

におきましては、ただいま申し上げたような理由によつて取締役会で選任することとにきめたのでございます。

○原田立君 それがおの會計監査人の独立性というものをそこなうんじゃないかと、さう言つておられるんですよ。それは確かに変更するときにはまた株主総会を招集しなければいけない。それは、そのぐらゐの手段はしようがないんじゃないんですか。それを簡単に取締役会だけで自分の都合のいいようにしてやっちゃう、おうというふうなそんな姿勢は、やっぱり監査制度をもつと充実するといふその精神の面からいつても、これはやっぱり問題になるんじゃないでしょうか。会計監査人の独立性を確保するという面からいけば、ただ単に監査役の同意というだけでは簡便化するだけのものがあり、むしろその監査人の地位を軽きにせしめるおそれがあると思つておられます。総会の選任とすることがそれを重きとすることになり、また株主の利益保護にも適する、さういふふうには、さう思つておられます。その点の見解はいかがですか。

○政府委員(川島一郎君) 仰せのように、独立性、地位の保障、どちらが強いかに、さういふことになり、株主総会で選任したほうがすぐれているというところは問題のないところであらうと思つておられます。ただ、今回の案におきまして、その点につきましては十分注意を払ひまして、先ほど申し上げましたような監査役の同意、それから株主総会に対する事後の報告というふうなものを規定しております。また、会計監査人を解任するといふ場合には、これは理由なく行なへば、その解任の有効、無効という問題も起つてまいりますし、損害賠償の問題も起つてまいります。取締役が理由なく解任をしたことによつて責任の問題を生ずる場合もあるわけでございまして、さういふものも保障がございまして、このように形にいたしました。実際問題としては、それほど大きな不都合というものは起きないんではないかと、さういふふうに考えておられます。

○原田立君 不都合が起きない、不都合が起きない、さつきから何度も言つておられるように、ただ公認会計士の人たちにさういふ罰則規定があるから、だから悪いことはしないのだと、何もういふ人、だから悪いことをすると、さういふ意味で言ふんではないですよ。情にほだされた場合に、厳正なことができないのじゃないのかという心配があるわけなんです。それをなくすために、その位置の確保と、その生活の基盤の確保といふのは、これは当然やるべきではないか、さういふ面では、この會計監査人を非常に重く見るならば、総会選出というように、そちらのほうにすべきではないのか、さう思つておられます。もちろん監査役の同意、まあ全然そんな必要はないという意味じゃありませんよ。その同意も必要だけれども、やっぱり総会で定めるべきものだと、さうすべきではないでしょうか。さうしたほうがむしろ會計監査人制度を導入する面において、りっぱな名目が立つと、さういふ思ふのです。監査役でさへも、監査役の選任でさへも、総会の議決事項になつておられるのですから、ですから、會計監査人をきめるに、その面からの均衡上からいつても当然総会の議決にすべきじゃないですか。さういふ思ふのです。

○政府委員(川島一郎君) その辺はいろいろな考え方があると思つておられますが、原案の考え方は、独立性、地位の保障という点においては、この法案のような制度であつても、実際上不都合は生じない。また、會計監査人の業務の公正な執行という面におきましては、先ほど来大蔵当局から説明がありましたが、さういふ点においては、この点も不安がなからうと思つておられます。

監査役と選任の方法が違ふのは均衡を失するのではないかと、さういふ点でございますが、これは先ほど先生おっしゃいましたように、監査役はその会社の内部の役員である、それから會計監査人は外部の者であつて会社との契約によつて仕事をなさる者である、さういふ差異があるわけでございまして、選任の方法が違ひますが、これはやむを得ないといふふうに考えておられます。

○原田立君 内部と外部だから選任の方法は違つてもかまわないのだという、簡単に言えばさういふことですね。だけれども、やる仕事は、いわゆる監査、會計監査、監査役のほうはそれにプラス業務監査といふのが入るわけですから、監査といふ仕事については、さういふ同じだと思つておられます。より厳正にするためにやるわけなんです。さういふことが必要なんじゃないですか。それを、ただ単に監査役の同意を得て、ただ簡単に、どなたでもできますよ、Aさんとやつていただければ、Aさんは気が食わないからBさんにしましよ、BさんもうどうもだめだからCさんにしましよ、うん、さういふ簡単にきめられたのでは、大きな会社なんかの場合に社会的にも影響が非常に大きい。それでスムーズにきちんと行つておられる別な問題はありません。何か一たび事故が起きた場合には、そこら辺の手だての粗雑さというものも指摘されて、結局、ただ、すみません、ただだけでは済まないと思つておられます。さういふ心配をばくは持つわけですね。そんな心配ありませんか。そんな心配はないようにきちんとしたものにすべきではないかと、さういふ思ふのです。

○政府委員(川島一郎君) この會計の監査というのは、見ようによりましては、何か会社の精細なところを探られるといふふうにもとれるわけであり、さういふ、ほんとうの意味におきましては、会社の業務の運営を正しくすると、決算を正しく行なうといふことのために必要であるわけであり、さういふ、適正な監査の行なわれることが望ましいわけであり、さういふ点において、企業をいたしましては、最も適当と思はれる監査人を選任して、さういふ監査に徹すべきであらうと思つておられます。さういふ姿勢に徹すべきであらうと思つておられます。さういふ制度を設けた意義といふものが十分発揮される、さういふふうに考えておられます。

○原田立君 改正案によると、中間配当は前期の決算で留保した利益のワック内で行なうよう制限を

加えられているわけですが、これは会社の堅実性ということから取締役会が任意に配当金を支出することを防止しようとのねらいによるものであると思うのですが、反面、株主にとっては、中間配当は本来なら前期に受けるはずの配当金を保留してあと払いということになるわけであり、現在の経済社会に定着し切っていないいわゆる年二回の決算制度を改めて年一回に減らすという、そういうふうにしようにするのではないかと、たいへん心配しているわけです。なぜこの心配するのかといえば、まず第一に、監査制度改正の糸口となった粉飾決算を防ぐには、むしろ企業の決算回数をふやし、財務諸表を公表する機会を多くすることになり、これを逆に減らすということとは粉飾決算防遏の趣旨に反するものと、こう考えざるを得ない。この点どうですか。

○政府委員(川島一郎君) 中間配当は利益のあと払いではないかという最初の御指摘でございますが、これはまさにそのとおりでございます。しかしながら、企業といたしましては、利益があがったというのでそれを分配してしまうというものは、必ずしも企業の健全な経営という点から考えますと、妥当でない場合が少なくないわけでありまして、一部は配当しながら、他の一部はもう少しそのまま持つておいて、今後の経営の成績をにらみながら処分をきめていくと、こういうことが必要であらうかと思えます。

中間配当によって決算回数を減らすという結果にならないかと、その点は御指摘のとおりでございます。しかしながら、今度中間配当の制度をとりますと、これは年一回決算の会社に限られるわけではございまして、少なくとも年一回の決算というのには保証されるわけでありまして、その年一回の決算には、先ほど来議論になっておりますように、監査役あるいは会計監査人の監査というものが行なわれるわけでありまして、相当しっかりした決算が行なわれることになり、そういうことを考えますと、年一回確実な決算というものが確保できるならば、必ずしも決算回数が多い少ないということには関係なく、その会社の健全性というものは維持されるのではないかと、こういうふうに思うわけです。

なお、今回の監査制度の改正によりまして決算の手續を嚴重にいたしました。その結果、決算期が参りましてから決算に関する株主総会が開かれるまでの期間に、相当な期間を要します。そのために株主名簿の閉鎖期間というものを従来の二ヵ月から三ヵ月に変更したわけでございます。その間に決算が行なわれると、こういうことになり、年二回決算を行なうということにいたしますと、この三ヵ月の株主名簿の閉鎖期間が二回必要になってまいりますので、一年のうち六ヵ月は株主の名義書きかえができないという結果になります。これは株式の流通に大きな障害を与えるということになり、したがって、そういう面から考えまして、決算を嚴重にするかわりに、決算は年一回でよろしいと、こういう制度をとる必要があるわけでございます。そういう意味で、今度の改正では中間配当というものを決算期外において認めた、こういうことでございます。

○原田立君 かりに中間配当を行なおうとしたならば、中間の營業報告あるいは業務報告、こういうものを株主に対して行なう必要があると思うかどうか。これが一つ。

ところが、今回の改正案ではこの点について直接何もきめられていないようであり、まずけれども、どういうふうにするつもりでいるか。

○政府委員(川島一郎君) たとえば証券取引法におきましては、中間の業務報告書を提出するという制度がございまして、これは投資家に対する関係でございますが、商法におきましては、こういうような制度は特に採用しておりません。したがって、株主に対する決算期の中における業務報告と營業報告というものは必要ないことになっておるわけでございます。もちろんやっつけ悪いというものではございません。今回の改正案の考え方は、要するに年一回確実な報告をする、それに

よってすべてをまかなうと、こういう考え方でございします。

○理事(佐々木静子君) それでは、午前の質疑はこの程度といたしまして、午後一時より再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後一時十四分開会

〔理事佐々木静子君委員長席に着く〕

○理事(佐々木静子君) それでは、これより法務委員会を再開いたします。

商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を便宜一括して議題といたします。

休憩前に引き続き、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○原田立君 午前中に引き続き質疑をしたいと思ふんでありますが、監査役への責任は非常に重大である、会社の運営及びその方針は取締役会において定められるものでありますが、それは厳正に行なわれるかどうかというところは、社会的にも国家的にもその影響は大きい、この重い監査役の位置をなお重からしめる必要があると思ふんです。そういう面でも、きょう午前中に、取締役会に対する、監査役会というものが盛つたらばどうなのかと、こういうことを言ったわけなんです。ところが、そういうものはまだ考えてないというふうな意味の答弁だったけれども、これは片一方は取締役会という機関でやることだし、それに対して真の力を發揮して監査を充実していくというのには、これはやっぱり監査という機関を設けていく必要がたぶんあるんじゃないか。要するに、個人の監査という位置に置いておくことは、もう政府がどんなに強弁したとしても、その位置は取締役会という機関に対して非常に弱い。口と実際とは

全然違うということになる。まさかそんな気はないんだろと思うんですけども、国民の側に立って、企業の側に立つんじゃないと、国民の側に立って株主の擁護あるいは社会的影響性の甚大なことによって会社の公正なる運用を期するためにも、この監査役会なるものを当然考えてしかるべきではないかと、午前中にも一べん質問しましたけれども、なおあらためて御質問いたします。

○政府委員(川島一郎君) その点は午前中もお答えいたしましたように、非常に重大な問題であるというふうに考えております。確かに、監査役というのは個々のにその業務を行なうというのでは取締役に對して力が弱いということは一面において否定できないところであります。まあ、今回の改正案は、むしろ取締役に監査役が出席して、そうして取締役と一緒に会社の適正な運営を考えていくと、こういう立場に立っていただくわけでございます。こういった取締役に對立する別の機関としての監査役会というものを設けることにいたしますと、かなり現在の制度に対して、組織的にも権限の上でも相当大きな変更を加えなければならぬということになりますので、この点は、今後、商法の株式会社制度の全面的な改革の問題、そこで取締役と監査役との間の権限の調整をどういうふうに割り切っていくかということと関連させながら検討していくべき課題であらうかと思ふわけでありまして、非常に重大な御指摘だと存じますが、今回の監査役だけを切り離しての改正ということになりますと、ちょっとその点まで踏み込んでいくことには問題がございします。今回はその点に触れなかったわけでございますが、今後株式会社の全面的な改革というものを考えます際には、そういう点につきましても十分検討するようにいたしたいと、このように考える次第でございます。

○原田立君 大臣、途中で退席なさるそうだから、大臣に先に御質問するのですけれども、衆議院の予算委員会でも、わが党の矢野書記長あるいは近江、正木の両代議士がいろいろと大企業が不当にその

利益を隠したことに對する質問をしたんでありますけれども、當時、新聞でもきびしく糾弾されているように、ああいうふうな不当なものでない、それなどを、合法的な手段を講じて隠すような行為、これはいけないことだと思ふんです。これは大臣も御承知、まさにそのとおりだとお考えだろふと思ふんです。

ところで、今回の改正案ですね、第三十二条ノ二項に「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」と、こうある。「公正ナル会計慣行」というものが、一体どういうのが「公正ナル会計慣行」なのか。今度のように、物価狂乱の今日ですね、各大企業がもうけを隠すために狂奔している。そんなようなことは「公正ナル会計慣行」じゃないと思ふんですけれども、その点はどうか。また、そういうようなことはもう断じて許すべきではない、摘発すべきだと、こういうふうにも思ふんですが、この「公正ナル会計慣行」というところの範囲ですね、また大臣の、大企業、不良商社ですね、それらに対する対処のしかた、考え方、いかがですか。

○國務大臣(中村梅吉君) 会計監査、ことに会計監査人の監査でございますが、これは要するに、会社の経理内容を、あらゆる、秘匿なしに、明確に、利益のあがったものはあがったもの、損失のあったものは損失を隠蔽することなしに、損失が出るように、要するに決算が明確であるということとが前提でありまして、その上に立ちまして、税務当局なり、大蔵当局なり、そういう方面が、その結果に對しては適切な徴税なりその他の方法を講ずべきでありまして、経理そのものが、そのものずばりで明確になることが会計監査としては必要であらうと、こういうふうに思ひます。

それから、先ほど来この監査役の問題についていろいろのお話ございましたが、確かに、私も考えましても、お説のように、日本の会社はほんとに零細なものから、巨大な、膨大なものからあります。ですから、この膨大な一部のものに對しては、お説のような制度を将来検討をして、

やはり監査役が取締役を押さえないような体制づくりというものを検討する必要があるかと思ひますが、まあ現段階では、とりあえず、とにかく監査役の権限を強化し、それからまた会計監査の監査人制度をつくりまして、監査の適正を期するということの一応の改正をいたしたいというのが今回の改正の趣旨でございますので、どうぞひとつそういう点も御理解いただきまして、御勸案をいただきたと、かように思ひます。

○原田立君 局長、この「公正ナル会計慣行」ということですが、具体的に中身は何なんですか。いうことですが、具体的な中身は何なんですか。○政府委員(川島一郎君) 具体的な中身というところでございますが、私、会計の専門家でございますので、あまり十分なお答えはいたしかねます。ただ、この法文で用いております「公正ナル会計慣行」という用語の意味は、会計の慣行、つまり、ならわしとして行なわれているものであつて、しかも公正なもの、公正というものは、商法が、商業帳簿をつくらせておいて会社の財産状態を、あるいは営業成績をはっきりさせる、そういう目的から見て公正妥当であると認められる、そういうならわしをしんしゃくして商業帳簿を作成せよとか、こういうことでございます。まあ商法では、会計の経理を行なう上の基準というものを若干規定の中に掲げておりますけれども、これだけではなお不十分でありますので、こまかい点になりますと規定では書き切れませんので、そういう点につきましても会計の公正な慣行というものをしんしゃくして経理を行なえと、こういう趣旨でございます。まあ、具体的内容という御質問に對しましてはびつたりしたお答えになっていないかと思ひますが、規定の趣旨は一応そういうこととさせていただきます。

○原田立君 要するに、「公正ナル会計慣行」というのを明文化すると、この範囲内のことには監査の対象の範疇からはずれるようになりますよと、こういう意味になるでしょう。要するに、よく言いたいのは、今日、いろいろな企業には、引き当て金、準備金、積み立て金、いろいろながある。現に、この前のうちの矢野書記長が指摘したように、日本国内だけでなく、外国にもうけをこっそり残して置くとやうなことは、もうインチキもはなはだしいわけです。脱税行為でもあるわけですが、まあそういうようなことでもいわれる「公正ナル会計慣行」という中に入つてしまつたんじゃない、これは重大問題なんです。だから、その中身は何だと、こういうことを聞いていますわけなんです。で、これをまた明らかに明文化するということとは、引き当て金等の制度を利用して、不当なもうけの隠し場所と、こういうふうなこともなるおそれがある。局長、あんまりよくわからぬと言ふのなら、大蔵省のほうはどうなんです。か、そこそこは。

○説明員(田中啓二郎君) 証取法で、財務諸表を提出する際、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つてということになっておりまして、その一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の策定は、大蔵省に企業会計審議会という付属機関がございまして、そこで御審議いただき、諮問に對して答申をいただくなり、あるいは報告をいただくなりしております。そうして、それを大蔵大臣が御自分でしんしゃくされて、これは公正妥当と認めるぞというのをなさるわけで、たとえは従来、企業会計原則、監査基準、原価計算基準などが企業会計審議会の意見として出されております。そのほか個別意見についても出されてお出し、必要に応じて公正妥当と認めるという通達を出しているわけでありまして、そうして今回の場合には、先生御指摘のように、商法におきまして「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という、しんしゃく規定が入りまして、したがって企業会計原則というものがしんしゃくの内容になる、そこで適法、違法という判断も加えられるということ、商法とかかわり合ひを考えたから一応修正案というものがつくられていてと了解しております。

そこで、公正妥当な会計慣行というものは、法律なりあるいは一つの規範のように全く不変のものかと申しますと、やはりそれは一般の慣行の中から最大公約数的に定まらなくては行かないもので、したがって、法律で、これはいい、これは悪いというふうな書けない性質のものではないか、そこで三十二条があるのではないかと思ひます。

最後の先生の御質問の、特定引き当て金等が隠れ場所になるのではないかと、いう点に關しましては、今回は特定引き当て金を特に貸借対照表の負債の部に特掲いたしまして、そこではっきりさせる、そして特定引き当て金関係で損益計算書にかかわるものは未処分計算のほうできちんとして明示するという明瞭性の原則にのっとりた措置をしているわけでございます。

○原田立君 四十四年十二月大蔵省の企業会計審議会できめられた修正案。また、その前に、四十四年三月に経団連が解説を出しておる。ちよつと図書館へ行つて調べてきたら、たまたま出てきたんでコピーしたんですけれども、この中にいろいろと重大な点が書かれていふ。それで実は心配して、この「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」というところとの関連で聞いているわけなんです。

現行

第三貸借対照表

修正案
製品保証引当金、売上割戻引当金、景品費引当金、返品調整引当金、賞与引当金、退職給与引当金等

これらに對して、渋谷健一という企業会計審議会委員の人の話では、「この負債性引当金については、冒頭に申し上げましたように、将来の費用のほかに損失を含めて引当ててもよろしいという新しい解釈が決定したのでございます。」「こういう方をしていふ。この「新しい解釈が決定した」と言っているこれは一体どういふことなんですか。

また、番場嘉一郎氏、この方は企業会計審議会第一部会長、一橋大学の教授の先生であります。が、「そのかわり、まともな引当金というその引当金

の解釈を少し拡大解釈しよう、そういう話をとりつけました。負債性引当金というものを厳密に解釈すると、これもだめ、あれもだめということになるが、修正案では、これもいい、あれもいいというふうになり、まともな引当金の概念というものを拡大することによって、そのところを吸収しようという目をつづっていただいたのです。こういう記載がある。だれが目をつづったんですか、これは。

○説明員(田中啓二郎君) だいたいの御質問で、この企業会計原則修正案が、これが大蔵大臣として最終的に公正妥当な会計原則であるという通達、まだ出ておりません。これは案でございます。商法が成立いたしました際には、いまだ一度レビューをしなければならないものと考えております。

そこで、経団連の番場先生と居林氏ですが、先生のおっしゃった点につきましては、あの当時の審議において、負債性引当金と金の概念を拡大して、あれもこれもいいというような了解は、少なくとも公の場でなされているものではございません。

さらに、御例示になりましたもろもの負債性引き当て金、これは一般的な例示でございますが、「注解」には負債性引き当て金の定義をしつかりきめておりますので、これに該当しない限りは負債性引き当て金として認めることはできないわけでありまして、その意味でも、あれもこれもオーケーということにはならない性質のものでございます。

○原田立君 要するに、「公正ナル会計慣行ヲ斟酌」する云々というのは、それが、先ほど局長にも言ったけれども、これが結局隠れみのになって、現在のいろいろな引き当て金等が入り込んできて、もうけの隠れみのになったのではならない、その点だいじょうぶですね。

○説明員(田中啓二郎君) そのような隠れみののようになってはならないことは、先生のおっしゃるのとおりでございます。

○原田立君 同じ三十二条ですけれども、改正案では、「商人ハ営業上ノ財産及損益ノ状況ヲ明カニスル為会計帳簿、貸借対照表及損益計算書ヲ作ルコトヲ要ス」と、こうあるわけですが、私、しろろとで帳面づけというのはいくらもわからぬのですけれども、会計帳簿があると、そうすると――要するに、短期の会計帳簿でも、一番最初につくられるのは損益計算書じゃないですか。そうしてその次が貸借対照表という、こういう順序になるのじゃないでしょうか、ちょっとお聞きしておきたい。

○政府委員(川島一郎君) 一番最初につくられるのは会計帳簿でありまして、それから、それを引き出した形で、それを元にいたしました貸借対照表と損益計算書が同時につくられるということになります。

○原田立君 同時ですか。帳面が。これは専門家の人がたくさんいるのだけれども、会計帳簿を記入し、そうして伝票をばらして出るのは、まず最初損益計算書じゃないのですか。――まあ、いいでしょう。そこら辺の議論をしてもしょうがない。この点ひとつ、問題があるので、後ほどに質問を保留しておきたい。それが一つ。

それから「商人ハ営業上ノ」云々とありますけれども、「商人」の定義ですけれども、これは一体どんなふうなことになるのですか。

○政府委員(川島一郎君) 商法の第四条に規定がございまして、「本法ニ於テ商人トハ自己ノ名ヲ以テ商行為ヲ為スル業トスル者ヲ謂フ、すなわち、商人とは自分の名前でもって商行為を業として行なう者でございます。

○原田立君 そうしますと、商人というのは会社じゃないですね。それから資本額は幾らぐらになるのですか、限度は。

○政府委員(川島一郎君) 資本の金額は関係ございしません。したがって、先ほど申し上げましたように、自分の名前で行業を業として行なう者は、資本が非常に少ないものであっても、また大きな資本を使っておるものであっても商人でございます。

す。それから、会社はすべて商人でございます。○原田立君 商法第八条において、小商人には適用せず、こういうふうになっている一項があるけれども、この小商人と、この三十二条の商人の關係はどうなるのか。また、早い話が、商法中改正法律施行法、この法律は昭和十三年四月五日施行ではありますけれども、この第三条、資本金二十円に満たざる商人である者、会社にあらざる者、これは小商人になっているんです。資本金二十円に満たざる商人であるというのが小商人の定義であるけれども、その小商人、また、いわゆる普通の商人、これはこの三種類のものをそろえなさい、こういう意味ですか。

○政府委員(川島一郎君) 先ほど申し上げましたように、商人というのは相当広い概念でございます。そして、その商人について商法の適用があるわけでございますが、その商法の規定のうち一部は規定は小商人には適用がない、こういうことになっておるわけでありまして、それが商法の八条でございまして、そこで、その小商人というのはどういふものかという、御指摘のように、商法中改正法律施行法の第三条にありますが資本金二十円に満たない個人である商人、これが小商人になるわけでありまして、現在、資本金二十円未満の商人と申しますと、ほとんど考えられないわけでございますが、この法律は昭和十三年にできまして、その当時の価値というものを基準にしております。また、このように規定になっておるわけでございます。

○原田立君 実情に合わないから改正する考えがあるんです。昭和十三年ごろの二十円というのはたいへんな金額だろと思うんですね。だけれども、それも小商人である、こういう規定をしていくわけなんです。そうすると、今日貨幣の価値が変わっていますから、倍率にするとたいへんな金額になると思うけれども、資本金二十円だなんていうのはあまりにもばかけた話であって、改正すべきだと思う。その点どういふふうに今後取り扱ひなさるんですか。

○政府委員(川島一郎君) 仰せのとおり、改正すべきでございます。早急に検討させていただきます。このように考えます。

○原田立君 それで、いまいろいろ三十二条で問題になっているのは、ラーメン屋さん、八百屋さんに至るまで複式簿記にしなければいけないのかどうかという、こういう問題で賛否両論いろいろあるわけですね。むしろ反対の音が非常に強い。そこで、何らかの手が打たれるような話も聞いてくれるけれども、商人または小商人、ここら辺のところの扱ひはどうなるのかということ質問したわけなんです。そこいら辺が、この商人並びに小商人等の定義について、きめるべきものをはっきりきめないと、むしろこの法律三十二条そのものが、基本がくずれるのじゃないですか。だから逆な提案であって、まずもとのほうをきめてからここの三十二条のほうを手をつけるべきではないか、この三十二条、この指摘したい。いかがですか。

○政府委員(川島一郎君) 確かに御指摘のような面はありうと思います。三十二条の改正、特に損益計算書を商人に作成することを義務づけるという点につきましては、非常に小規模の商人に困難をしいることになるのではないかと、そういう御批判はごもっともであらうと思います。そういう意味におきまして、小商人の範囲を實際に合うように修正するということは私もいたしまして、早急に考えなければならぬ問題である、このように存じます。

○原田立君 大蔵省のほうにちょっとお聞きしたいのですけれどもね。一億円以上の会社の監査役には、会計監査と業務監査とやらせるようにしました。ところが、一億円に満たない会社については従来どおり会計監査のみで、業務監査はないということですね。実際一億円未満の会社だなどというものは約百万社ぐらいいあるというふう聞いています。それですけれども、これは非常に多いわけですが、一億円未満の会社でも業務監査というのがあったほうがいいと思うが、その点に

ついでの見解はどうですか。

○説明員(田中啓二郎君) 私どもの証取監査のほうで申しますと、有価証券報告書は、一度増資等して有価証券届出書を出しますと、それ以後続いて出すということになっておりまして、その意味では一億円未満の会社でも有価証券報告書を出している会社が若干ございます。その数は四十七年未で五十六という数になっております。今回の商法によりまして一億円未満は何も会計監査人の監査を必要としないという点は、これはむしろ法務省のほうでお答えいただくのがけっこうかと思ひます。

○政府委員(川島一郎君) 一億円未満の会社について監査役が会計監査を行なうにとめたという点についてお答えをいたします。

法制審議会が四十五年に決定いたしました商法改正要綱には、すべての株式会社の監査役に業務監査を行なわせるということになっておつたのでございます。しかしながら、その後昭和四十八年、法律が立案されるまでの間にいろいろ実業界からの御要望がございました。ことに中小企業の団体などから、比較的中小規模に属する会社について業務監査を行なわせるということになりますと、監査のためにいろいろいふいふ費用もかかることであるし、中小企業の経営という面からいってもあまり好ましいことではない、また、中小規模の会社の場合には、それほど大規模の会社におけるような特殊な問題というものは起こらないのではないかと、こういうような御意見がございました。そういう点を参考にとりまして、法制審議会の商法部会におはかりいたしました結果、一億円以下の会社については監査役の権限は従来どおり会計監査のみにとどめるということでよろうに御了承をいただきましたので、そのようにいたしました次第でございます。

○原田立君 法制審議会の了解がとれたから、よからうと言われたからやっただなんて、そんなんじゃないに、いまいろいろと監査制度の充実ということが強く言われているんだから、それで、

一億円未満の会社といつても百万から数千万まである。それは事故も小さいかもしれない。それは、そういう大小の面からいけばそんなものなかつたといふので、大会社のほうだけしておけば、こういう議論もあるかもしれないけれども、やっぱり、会計監査というのを厳正にする、このばね先のついで、きちっとしたもの、業務監査も与えてやらしたほうが、むしろ不正を除くことができるのじゃないでしょうか。ただ簡単に、法制審議会が御了解がとれたから、こですよだなんて、そんな姿勢でなしに、もっとはつきりとした考えを聞きたい。

○政府委員(川島一郎君) 私が申し上げましたのは、法制審議会はついでにございまして、むしろ実業界からの御要望なり御意見というものがございまして、それをしんしゃくしたということでございます。午前中も申し上げましたように、株式会社につきましては、その規模に応じて適当な制度というものを考えていくべきだろうと思ひます。そういう点で、中小規模の会社につきましてはなるべく簡略化するというのも一つの大事な事柄でありまして、そういう意味におきまして、一億円以下の会社につきましては業務監査という複雑なものは持ち込まない、それでも足りるのではなからうか、こういうふうに判断したわけでございます。

○原田立君 二百七十四条に「監査役へ取締役ノ職務ノ執行ヲ監査ス」、「監査役ハ何時ニテモ取締役ニ対シ營業ノ報告ヲ求メ又ハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得」と、こういうふうになっておりますけれども、おそらく、いわゆる業務監査といふことばの根拠はこの二百七十四条であらうと思うのですが、この二百七十四条には、いわゆる業務監査といふことばは一つもないですね、推測すれば業務監査といふことになるわけですが、はたして政府が考えているようなきちっとした姿勢でやっているのかというのを私は疑いたくなるのであります。

それはさておいて、具体的に業務監査の執行をする場合、一体どういうことをするのか、また、監査方法が一体どうなるのだ。ひとつ、簡単にだけこうですから、事実論の上から、具体論の上でお答え願ひたい。

○政府委員(川島一郎君) 業務監査の根拠は、仰せになりましたように、二百七十四条、特にその第一項で、「監査役ハ取締役ノ職務ノ執行ヲ監査ス」と、これが基本になるわけでございます。

その具体的な方法でございしますが、これは取締役の職務執行の全般についてでございますから、監査の方法としてはいろいろあり得るわけでございます。取締役会に出席していろいろな決定が行なわれる、その決定が適法かつ適式に行なわれたかどうかという点を監視するのその役目でございます。また、会社の帳簿とか株主名簿などを検査いたしました、自己株をよけいにかどうかとか、そういった点について違法がないかどうかを調べるのも監査役の仕事でございます。あるいはまた、その会社が工場を持っており、その工場に行きまして、公害の防止のための十分な措置が講じてあるかどうかというのを検査するののも監査役の仕事でございます。このように、監査役が調査すべき事柄というのは非常にたくさんあるわけでございます。それを監査役がどのような方法で調査するかというところは、その監査役の手腕なり技量によるといふふうに考えるわけでございます。

○原田立君 二百七十四条ノ二に「取締役ハ会社ニ著シキ損害ヲ及ボス虞アル事実ヲ発見シタルキハ直ニ監査役ニ之ヲ報告スルコトヲ要ス」と、要するに取締役はちゃんと報告しなさいよと、こういうわけですね。お互いに部内で知り合うといふことについては意味はあらうと思うんですが、これも、法律として、簡単なたつたそれだけのことを一項設けてやるだけのことがはたしてあるのかどうなのか、またその報告を受けた監査役が一体どういうふうなことができるのか、その点の解

釈はいかがですか。

○政府委員(川島一郎君) 御指摘のような報告義務というものは、監査役がその職務を行なうために必要であるといふふうに考えられますので規定されたものでございまして、「会社ニ著シキ損害ヲ及ボス虞アル事実」と申しまして、たとえばはいろいろあるわけでございます。たとえば、たとえば取締役が違法な行為をして、そうして会社に損害を与えようとする場合もございします。そのほか、使用人の行為が適当でないとか、いろいろ原因はあるわけでございますが、こういうような事実がありましては、たとえそれが取締役の違法行為によるものであるという場合には、二百七十五条ノ二で差しとめ請求の問題が起つてまいります。それから、場合によっては、株主総会に報告をするとか、そういった必要が生じてくる場合もあるわけでございます。実際にそういう事実が生じておるのに監査役がこれを知らないうちに、監査役の仕事は、取締役がそういう事実を知つた以上は、直ちにこれを監査役の如置をとるべき場合には、その如置をとる機会を与えると、このように配慮してあるわけでございます。

○原田立君 二百七十五条ノ二、いま局長も説明されたわけでありまして、「取締役ガ会社ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行為ヲ他法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シ之ニ因リ会社ニ著シキ損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ監査役ハ取締役ニ対シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得」と、いわゆる差しとめ請求権でありますけれども、定款に書かれていない事項をやつた場合、すなわち定款違反行為を行つた場合のその責任は、監査役、一体どのようにするのかどうか。ある一つの例でありますけれども、ある商社ですね、ある商社が、いわゆる海外貿易と国内通商取引をする会社であります、これが定款に書いていない株の売

買等をやっちゃったと。それはもちろん定款に書いてないんでありますが、だけれども、株の売買をやればもうかるとして猛烈と株の買い占めをやったと、金融機関から借金をしてやったと、こんなような場合には、法律違反に当然なるだろうと思うんですけれども、これは一体どういふふうに処置するのか。また監査役が、そんなことは定款違反行為だからおやめなさいとときに言つたと、取締役会にも建言した。だが、取締役会はこの監査役の声を聞こうともしないで断固として実行しちゃったと、要するに定款違反行為ですよ。このような場合、そういうような場合に、ここまでは差しとめ——「行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得」なんです。だけれども、それは明らかに定款違反行為なんだから、これは罰しなけれはいけない。だけれど、罰するその法的根拠は一体どこに定められてあるんですか。取締役の会社に対する責任はどのように追及されるんですか。また、定款に定められていない株の売買行為についての責任は一体どのようにとられるんですか。それらについてお答え願いたい。

○政府委員(川島一郎君) 実は非常にむずかしい御質問でございます。株の売買というのは、定款に目的がなくてもできる場合がございます。○原田立君 株の売買って、定款にきまつてないものという意味ね、そういう一つの例だから、株は、やみ米の話もあるんですよ。

○政府委員(川島一郎君) もうすでになされてしまった場合には、その違法な行為を差しとめるというところは困難でございます。それによつて会社が損害をこうむつたという場合には、これは二百六十六条の規定によりまして、そういう行為を行なつた取締役が会社に対して損害賠償の責に任ずると、こういうことになりますけれども、損害が生じなかつたという場合には、しかも、その行為がすでになされておるといふことになりまして、差しとめの請求もできないということになりますので、事後においてそれに対する措

置をとるといふことはまあできなくなるわけでございます。ただ、監査役といたしましては、取締役がそのような行為をしたということを監査報告書に記載するとか、株主総会に報告するという権限はあるわけでございます。そういう方法によつて取締役の姿勢を正す、あるいは株主総会における取締役の選任の参考にするということができるとはなろうと思ひます。

○原田立君 要するに、定款に載っていないんですよ。たとえば株の売買とか、やみ米を買つたとか、定款に載っていないでしよう、そういうことは、そんなことやっちゃいけないこと——やっちゃいけないことじゃなくて、そんなものをやつていいというところは書いてないのです。商社だから何をやつてもいいというわけにいかぬでしょう。だから、結局それはもう明らかに反社会的行為であつて、悪徳行為だ。それをやっちゃつた、いや、それをやつたところの監査役が発見した、これは業務監査できるのかどうか。それでも強く言つた、ところが取締役会がばあつとして言うことを聞かないでどうとやっちゃつた。まあこうやつたところというところですか。そういうときに、監査役といふゆるこで定められていふ差しとめ請求権だけでは効果は全然ゼロにひつきのじやないかと、こう心配するのですよ。その点どうですか。

○政府委員(川島一郎君) 第一には、取締役会においてそういうことをやつてはいかぬというのを言う、意見を述べることができるわけでありまして。それから第二に、そういう違法な計画、行為をやつたところ、たとえば契約ができてそれが履行されようとしておるといふ場合に、それがたとへば定款違反の無効な行為であるといふと、そういう契約の履行を仮処分によつて差しとめるということも可能である場合があると思ひます。

○原田立君 いまあなた仮処分と言つたけれども、それは最終的には裁判所を利用して仮処分ということになるんだらうと思うけれどもね、そういうような仕組みの業務監査というのはおかしいんじゃないですか。もっと業務監査権をはつきり与えるというのを言つて、明らかに監査役の力を強固にするのだというんだつたらば、やはりもっと、そんな裁判所まで一々お伺ひして、いかでしようかなんてやるもつと手前何とかならないのですか。またすべきじゃないでしょうか。また人情論からいって、同じ会社で取締役、監査役、これは同じ人間ですものね。同じ仲間ですものね。それがいつも角突き合せていて、それで事と場合によつちや裁判所で仮処分だぞなんというふうなことで、これもまたおかしい話だし、むしろそんなことより、裁判所に行く手前の段階で監査役の権限というものをと強化して、そしてそういう不正行為等、びしつととめるようにできるようにすべきじゃないでしょうか。

○政府委員(川島一郎君) まあ仰せのとおりだと思います。違法行為を差しとめ請求権を行使して裁判上の手段に訴えるというところは、これは取締役と監査役とのいわば対立状態を生ずることになるわけでありまして、会社の業務の運営を円滑に行なうという上から申しますと、はなはだ好ましくない事態でございます。この法律は、最後の手段としてそういう違法行為を差しとめ請求権というものを認めておりますけれども、実際の運用におきましては、そういうものをバックにいたしまして、監査役の言うことを十分取締役が尊重する。そして、お互いに話し合いをした上で適正な業務が行なわれる、こういうことを期待しておるわけでございます。法律はそのぎりぎりの線まで書きませんと、最後の保証がないと申しますか、まあ十分な手段ををしたことになりませんので、こういう規定が設けられておるわけでございますけれども、もちろん監査役と取締役がお互いに話し合つて、違法な行為をしないように平素からつとめていくと、そういう運用が最も望ましいと思ひえておるわけでございます。

○原田立君 二百五十九条ノ二に「取締役会ヲ招集スルニハ会日ヨリ一週間前ニ各取締役及各監査役ニ対シテ其ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ定款ヲ以テ之ヲ短縮スルコトヲ妨グズ」とあるわけでありまして、二百五十九条ノ二は、取締役会の開会通知が監査役に出されておらず——いいですか——逆に、出すことになっておるわけだけども、それが出されておらず、またその監査役もこれを受け取っていない。そんな段階で取締役会が開会され、そして諸取りきめがなされた。で、通常の会社の営業そのものならばいざ知らず、先ほどから何度も例に出すように、定款に書いてない行為——違反行為ですね、株の売買であるとか、やみ米の売買等をやつた。で、こんなときこの取締役会の議決というの効力が發揮されるのかどうか。要するに、監査役も出席することになつてゐるんですよ。また、当然通知も出さなければならぬことになつてゐるんですよ。ところが、現実には通知は出していない。また出ていない。出ていない段階で、そういう定款にない違反行為をばんばんとされたといふことは、その議決は無効とすべきじゃないでしょうか。と思ひますが、その点いかがですか。

○政府委員(川島一郎君) 監査役に対して適法な通知をしない取締役会が開かれたという場合、その取締役会の決議の効力でございますが、これは原則として無効であるといふふうに考えております。原則としてと申したのは、たとえば監査役が通知を受けなかつたにかかわらずその取締役会に出席したという場合には、招集通知を怠つたという取扱いがその点で治癒されたといふ余地がございますので、そのような場合には、必ずしもその取締役会の決議を無効とする必要はないわけでございますが、そういうた例外的な場合を除きまして、取締役会の決議は無効となる、このように考えるわけでございます。ただ、一般の取引でございますが、これは取締役会で決議したもので、まあそういう場合には、取締役会で決議をした、しないにかかわらず、その取引が対外的には有効になるという場合もございます。

○原田立君 二百五十九条ノ二に「取締役会ヲ招集スルニハ会日ヨリ一週間前ニ各取締役及各監査役ニ対シテ其ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ定款ヲ以テ之ヲ短縮スルコトヲ妨グズ」とあるわけでありまして、二百五十九条ノ二は、取締役会の開会通知が監査役に出されておらず——いいですか——逆に、出すことになっておるわけだけども、それが出されておらず、またその監査役もこれを受け取っていない。そんな段階で取締役会が開会され、そして諸取りきめがなされた。で、通常の会社の営業そのものならばいざ知らず、先ほどから何度も例に出すように、定款に書いてない行為——違反行為ですね、株の売買であるとか、やみ米の売買等をやつた。で、こんなときこの取締役会の議決というの効力が發揮されるのかどうか。要するに、監査役も出席することになつてゐるんですよ。また、当然通知も出さなければならぬことになつてゐるんですよ。ところが、現実には通知は出していない。また出ていない。出ていない段階で、そういう定款にない違反行為をばんばんとされたといふことは、その議決は無効とすべきじゃないでしょうか。と思ひますが、その点いかがですか。

○原田立君 二百五十九条ノ二に「取締役会ヲ招集スルニハ会日ヨリ一週間前ニ各取締役及各監査役ニ対シテ其ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ定款ヲ以テ之ヲ短縮スルコトヲ妨グズ」とあるわけでありまして、二百五十九条ノ二は、取締役会の開会通知が監査役に出されておらず——いいですか——逆に、出すことになっておるわけだけども、それが出されておらず、またその監査役もこれを受け取っていない。そんな段階で取締役会が開会され、そして諸取りきめがなされた。で、通常の会社の営業そのものならばいざ知らず、先ほどから何度も例に出すように、定款に書いてない行為——違反行為ですね、株の売買であるとか、やみ米の売買等をやつた。で、こんなときこの取締役会の議決というの効力が發揮されるのかどうか。要するに、監査役も出席することになつてゐるんですよ。また、当然通知も出さなければならぬことになつてゐるんですよ。ところが、現実には通知は出していない。また出ていない。出ていない段階で、そういう定款にない違反行為をばんばんとされたといふことは、その議決は無効とすべきじゃないでしょうか。と思ひますが、その点いかがですか。

○原田立君 二百五十四条で、取締役の任命は株主総会でなされるということになっており、今度は二百五十七条で免ずる場合の取りきめが規定できている。で、今回の二百八十条で、監査役の任免の権限もこの二百五十四条、二百五十七条、取締役の任免と同じに準ずると、こういうふうな条文ではなっておりますが、では一体この原案はだれがつくり、そうしてこの取締役会にだれが提案するのか。要するに、任免について、監査役の任免についてだれがつくりだれが提案するのか、この点を明らかにしてもらいたい。

○政府委員(川島一郎君) 原案は取締役がつくるわけでございます。ただ、監査役の選任、解任につきましては、二百七十五条ノ三に、「監査役ハ株主総会ニ於テ監査役ノ選任又ハ解任ニ付意見ヲ述ブルコトヲ得」ということになっております。

○原田立君 このことは、監査役のいわゆる生殺与奪の権限は取締役会が持っているということになりますね。要するに原案づくりは取締役会でしょう。ですから取締役会があまり気に食わないようなのは提案もされないということになる。また、たとえば提案になったとしても、この取締役会にあんまりよく思われないような人だったら、また首切られるかもしれないですね。要するに、私言いたいのは、この監査役の生殺与奪の権限というのは取締役会が持っているということになる。会社に対して手きびしく、きびきびとやっていく監査役の任命は、いまのような形ではどうして望めないのじゃないのかとたいへん心配するんですけれども、こんなようなことでも、監査役の人を得て、きちっとした公正な業務監査、会計監査ができるのかどうか、所信はいかがですか。

○政府委員(川島一郎君) いい監査役を得るといふことはその会社にとって利益なはずであります。したがって、取締役が誠実に職務を執行いたしますならば、監査役にはいい人材を選ぶのが当然であると、このように思います。なるほど、原案は取締役のほうでつくるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、二百七十五条

ノ三という改正案の規定によりますと、「監査役ハ株主総会ニ於テ監査役ノ選任又ハ解任ニ付意見を述ブルコトヲ得」ということになっておりまして、監査役は自分の立場につきましても、あるいはほかの監査役を選任する場合に、その監査役の当否というふうな点につきましても、株主総会で意見を言うことができるわけでありまして、そういう意見を参考に株主総会で選任が行なわれるというようになるわけでございますので、これらの規定が正常に働きますれば、監査役にも人材を得られることになろうと、このように考えるわけでございます。

○原田立君 局長、株主総会ですね、あつちこつちでやっているのが新聞報道される。この前はチソの株主総会、総会屋が入ってどうのこうのというふうな話が新聞に出ておりましたけれども、たつた五分ぐらいでばつと終わっちゃった。大体何か株主総会というのは、そういう短くやるのがその会社の総務部長の腕の見せどころなんだとかいうふうな話を漏れ聞いているんですけれども、そこら辺の株主総会の姿勢というのをも、と改めなきゃいけないんじゃないでしょうか。五分か十分でばつと、賛成、賛成できまっちゃうような、そんなんじゃないかと、やっぱりじつくり時間かけてやるような、そのいう株主総会であつてしかるべきんじゃないだろうか。そういうふうなならば、いま局長が言っているように、この二百七十五条ノ三「監査役ハ株主総会に於テ監査役ノ選任又ハ解任ニ付意見ヲ述ブルコトヲ得」というのが生きてくると思うのですがね。五分か十分ぐらいで、賛成賛成、以上終わりなんていうような株主総会では、こんなまあこんなやつ、これはたいへん大切な意見を述べる権利をあげてあるんですから、非常に重要な事項だろうとばかりは思わなければならない、実際問題は空文にひとしいんじゃないか。そこら辺、どんなものでしょう。株主総会のあり方というのと、いまの空文化しやせぬかという二つの点。

○政府委員(川島一郎君) まず株主総会のあり方

でございますが、先生御指摘のように、現在の実情は株主総会必ずしも理想的に運営されておられません。時間の短いというところもさることながら、総会屋というふうなものが入り込みまして、株主総会の議事の運営を一定の筋書きどおりに運んでしまふ。こういうことは、商法のたてまえから申しますと、株主総会を形骸化してしまふものでありまして、株式会社法の制度の運用の中で最も悪い点であらうというふうな思ふわけでございます。したがって、そういつた点は今後企業も十分に反省をして改めてもらいたい。総会屋の排除につきましては、警察などでも力を入れていくようでありまして、企業自身が積極的なそういう姿勢を打ち出さない限り、これはとうてい根絶できるものではないと思います。そういう意味において、現状ははなはだ残念であるということをお願いしたいと思います。

それに関連して、いまの規定はどうかというお尋ねでございます。株主総会の現状をどのように考えますと、確かにこの規定の効用というものは影が薄くなつてくるというふうな思われます。しかしながら、株主総会の現状がいつまでもいまのようなものであつてはいけないのでありまして、それが直されるというのを前提にしてこの規定が設けられておるわけでございますので、おいおいとその株主総会が改善されるに従ひまして、この規定も十分意味を持つようになるであらうと、このように期待しておる次第でございます。

○原田立君 二百六十条ノ三に「監査役ハ取締役会ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得」と、こういうふうにあるわけですが、先ほどちょっと言ったように、これははるくありませんけれども、いわゆる生殺与奪の権を握っている取締役会の中にあって、かりにたてつくようなどうか、定款にないような違反行為をやろうやろうと大勢がこうなつてくるのに、いやとんでもない、そんなことをやっちゃいけませんよなんていうようなことがはたして言えるかどうか。ぼくはなかなか言えないんじゃないかならうかと。いやまた、たとえ

そういうことを言つたとしても、その監査役の地位保全というものがはつきりしていればそれは何でも言えるだろうと思ふんだけれども、へたすれば首切られちゃうというふうな立場に立っているならば、これまた言おうとしても言えない。結局、この二百六十条ノ三も、りっぱなきめ方ではあるけれども、これも中身のほとんどない、空文化したものでないのかと心配するわけです。もしそれがそうでないのなら、そうでないようなふうな監査役というものをきつと守つてやらぬと、意見なんか言えないと思ふんです。どうしますか、そのところを。法律はできたけれども実際にできない。まことにその地位が弱い。これは、真に会計監査、業務監査を行なつて粉飾決算なんかを除去しようというところにはもう全く逆行して、形ばかりでできて、結局悪徳行為がなお一そう広がるということになりはせぬかと、それを心配するので。このところ、二百六十条ノ三、その点どうでしょう。

○政府委員(川島一郎君) 監査役が取締役会に出席して、そうして自分の立場から見ても必要な意見は述べるといふことが監査役としての職務でございます。そういうことが述べられないような監査役はすでに監査役としての資格がないわけでありまして、そういう人間が監査役になつたのでは、どんなりっぱな制度をつくつても役に立たない。監査役は堂々と出席して意見を述べてもらいたい、このように考えております。

○原田立君 これはほんとうは大臣がいるところで聞かなければいけないんですが、大臣の趣旨説明の三ページのところに、「次に、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律は、云々と云つて、まず「第一に、大規模の株式会社にあつては、云々と、それから「第二に、中小規模の株式会社については、その実情から見て、ある程度監査に関する負担を軽減する必要があると思われまふ」と。監査に関する負担を軽減する必要があるんですか。資本金一億円以下の株式会社に於いては、監査役は会計監査のみを行なうものと

し」とあるけれども、さっきの話です、業務監
査もやらせるべきじゃないでしょうか。これ、こ
れはまあ大臣がいらないから、局長に答弁しても
うしかないだろうと思うんだけど、もうここ
の発想自身がとから方向が少しビントが合わない
んじゃないでしょうか。要するに、大規模の会
社は当然必要ですよ。中小規模の株式会社につ
いても、資本金一億円以下の株式会社において
も、監査役は会計監査並びに業務監査等も必要で
あるはずだと思ふんです。いまこゝでは、そうい
う中小規模の会社に対しては省いたと、こういう
ふうに説明をされているわけですが、意味がよく
わからないので、いま一度説明をしてもらいた
い。

○政府委員(川島一郎君) 会社が業務を執行する
にあたって違法な行為あるいは不当な行為をして
はならないというところは、これは当然でございま
す。したがって、取締役といえども、単に利益が
上がるというところだけを目標にして行動すべきで
はなくして、それが適法で正しい行為であるとい
う場合にのみそういう行為が許されるわけであり
ます。で、問題は、その会社の機構が非常に大き
くなりまたした場合に、そういった会社の行為が不
正にわたりますとそれだけ影響が大きくなりま
す。したがって、特にその点の監査を厳重にする
意味において、監査役に業務監査まで行なわせよ
う、こういうことになるわけですが、中小
会社につきましてももちろん業務監査の必要、か
ないとは言いません。言えませんが、何と申
しますとも組織も規模も小さな会社でございま
すから、まあ取締役みずからが違法、不正な点に
わたらないように注意することによって、その点
の間違ひを起ささないようにはなつて、その点
の監査役のはうは業務監査までやればよいとい
うのでありますけれども、まあ中小規模の会社で
ございまして、一方においてはあまりよいとい
うに負担をかけるには経営の面では望ましい
というふうなこともございまして、その辺のか
ね合ひの問題でございまして、一方は会計監査、他方は業

務監査という仕訳をしたわけでございます。
○原田立君 午後の冒頭に質問申し上げたわけ
であります、第三十二条「公正ナル会計慣行ヲ樹
クニシ」云々の一項でありますけれども、
いろいろと説明を聞いてみてもどうも私は不安で
あります。公正なる会計慣行をしんじやくする
ということによって、監査役の監査する範囲がず
つと狭められるのではないかと。また現在のいろ
ろ諸法律によつて定められている何々控除金である
とか、何々の引き当て金であるとかというふうな
ことによつて、いわゆる不当に利益が隠されるお
それがあるんじゃないのかと。もちろん字のと
りには公正な会計慣行が確立されれば一番それが
いいわけですが、一体その中身の公正な会計
慣行とは何なんだろうというの、どうもさつき
からいろいろ説明を聞いていても私は納得がい
かない。局長も会計にはしろうとだからと言つてあ
まり説明しなかつたし、大蔵省のほうからも説明
あつたけれどもどうもよくわからない。結局私が
指摘したいのは、この公正なる会計慣行をしん
じやくする、これが大企業の不当な利益の隠し
場所になりやせぬかどうか、そうあつたらなら
ない、こゝろ私に思ふ。その点いかがですか。

○説明員(田中啓二郎君) ただいまの、これに
よつてかえつて監査の領域が狭められるのではな
いかという点に關しましては、商法において適法
か違法かという業務並びに会計上の監査を監査役
がなると同時に、財務諸表に關しましては、た
とえば企業会計原則その他先ほど申しましたよう
な審議を経て、大蔵大臣が公正妥当と認められ
るというふうなものを尺度にして監査を行なわれ
るのではないといふことは、むしろ恣意的にやる
のではなく、あるいは狭められるのではなく、非
常に厳正、的確に、かつ監査の領域も広げてやれ
るというふうなことではないかと思ひます。

それから、これが大企業の利益の隠し場所
になつてはならないといふことは全くおっしゃる
とおりでございまして、それなるがために念には念
を入れて何が公正な会計慣行であるか、そしてそ

れに沿つてはたして会社の財務諸表ができてい
るかを公認会計士がしっかりと監査証明をするとい
うことになつておるのでございまして、そういう
意味では私どもは今後商法的な面から見た適法
違法並びに会計監査人の、要するに会計的に見た
妥当性、両面相まってそのような隠し場所を提供
するといふことがないように、企業の財務並びに
経営の成績を明瞭かつ真実をもつて表示するとい
う体制をますます強化していきたいというの、
今回の商法の特例法におきまして、会計監査人も
事前に監査して決算確定に参与するというたてま
えにした真意でございまして、まさに先生の
おっしゃるのとおりと考えております。

○春日正一君 この前、監査役の地位、権限とい
うようなものについて質問したのでありますが、監
査役は株主総会で選任されますけれども、会計監
査人の選任というのはどこでどうなつていま
す。

○政府委員(川島一郎君) 会計監査人の選任につ
きましては、株式会社の監査等に関する商法の特
例に關する法律案の第三条に規定してございま
す。

〔理事佐々木静子君退席、委員長着席〕
すなわち「会計監査人は、監査役の過半数の同意
を得て、取締役会の決議をもつて選任する」、こ
ういふことになつております。なお二項におきま
して、「会計監査人を選任したときは、取締役は、
その旨を株主総会に報告しなければならぬ」、
こゝろに規定されております。

○春日正一君 そこで、監査役のはうは解任につ
いては直接に株主総会で意見を述べることができ
ると、こゝろになつておるわけですが、会計監
査人の場合はどういふことになりますか。

○政府委員(川島一郎君) 解任につきましては同
じ法律案の第六條に規定がございまして、選任と
ほぼ同様でございまして、「会計監査人は、監査役
の過半数の同意を得て、取締役会の決議をもつて解
任することができる」、なお、「会計監査人を解任

したときは、取締役は、その旨及び解任の理由を
株主総会に報告しなければならぬ」、こゝろに
ことになつております。それからこの六條の第三
項に「解任された会計監査人が前項の、すなわち
解任の理由を報告する「株主総会の会日の三日前
までに会社に対して書面を提出して意見を
通知したときは、取締役は、その意見の要旨を株
主総会に報告しなければならぬ」、こゝろに
規定されておるわけでございます。

○春日正一君 そうすると、会計監査人は自分の
解任に關する意見を文書をもつて会社に通知し、
取締役を通じて間接的に株主総会に訴へると、こ
ういふことにとどまつておるわけですが、
これでは取締役の会計監査人に対する不当な解任
というのをチェックして会計監査人の独立性を保
つという上ではきつめて不十分じゃないかとい
う気がするんですけれども、その点どうですか。

○政府委員(川島一郎君) 会計監査人は株式会
社の会計の監査を行なうものでございまして、そ
の地位を保障する必要があるといふふうに考へま
して、以上申し上げましたような規定を設けたわ
けでございまして、この規定によつて、相当程度
会計監査人の地位といふものは保護されることにな
るかと、こゝろに思ひます。

○春日正一君 これは、この前の質問のときでも
る言われましたけれども、監査役の地位が弱
いんじゃないかという話の中で、たとえば特例法で
五億円以上の会社については会計監査人という制
度を設けて、外部からも監査するんだからだ
いじょうぶなんだという説明があつたんですけ
れども、そういう役割をするものとしては非常に地
位が十分保障されてないといふか非力なんじや
ないかといふことを私はお聞きしたわけ
です。

そこで、次に伺ひますが、監査役が会計監査
人の監査方法または結果を相当であると認めたとき
には、特例法十四條の二項の一で、その会計監査
はすつとフリーパスになつてしまふといふこと
ですか。

○政府委員(川島一郎君) そのとおりでござい

す。

ただ、監査の方法または結果が相当であるかどうかという点につきましては、監査役みずからも監査を行なうわけでありまして、その結果に照らして、会計監査人の監査の方法や結果が相当であるというのであればそれはフリーパスということになるかと思ひます。

○春日正一君 そうすると、フリーパスにならない場合はどういふことになりませんか。会計監査人が監査して出したものが、監査役のほうで見てこれはやり方が間違っているということになれば訂正させるということになるわけですか。

○政府委員(川島一郎君) その場合には、監査役はみずから適当と認める方法によつて監査をいたしまして、その結果を監査報告書に記載すると、こういうことになります。

○春日正一君 そうすると、その場合は監査人の出した報告書というものは没になるわけですか。

○政府委員(川島一郎君) 没にはなりません。それはそのまま残されまして、そしてその後、株主総会の招集通知にも添付されますし、株主総会でもその点の問題があれば議論が行なわれる、こういうことになるわけでございます。

○春日正一君 そこで、監査役のほうは会計監査人の監査報告書についていふ言つたように説明を求めることができる、特例法十三条ではそうなっているんですね。ところが、会計監査人のほうから監査役の監査報告書について説明を求めるということができるように規定されてますか。

○政府委員(川島一郎君) 会計監査人から監査役に報告を求める規定があるかということでございます。

○春日正一君 ええ。

○政府委員(川島一郎君) その点はございませぬ。

○春日正一君 そういう規定はないわけですね。それから、会計監査人が定時の株主総会に出席して意見を述べることができるというのはどういふ場合ですか。

○政府委員(川島一郎君) 特例法の十八条に規定がございまして、計算書類が法令または定款に適合するかどうかについて会計監査人の意見と監査役の意見とが違ふ場合には、「会計監査人は、定時総会に出席して意見を述べることができる。」ということになっております。

なお、そういう意見がない場合におきましても、総会のほうで会計監査人の出席を求めるという決議がありまして、その場合にも会計監査人は、定時総会に出席して意見を述べることになるわけでございます。

○春日正一君 そうすると、いままで聞いてきたところはもと、会計監査人の監査報告書というものは監査役のほうに提出されるから、結局、監査報告書というものは監査役のものも会計監査人の報告書も、すべて取締役会に一応出されるということになるわけですね。そうしますと、結局、監査役と会計監査人の間では、監査役は会計監査人に監査報告書について説明を求めることができるけれども、会計監査人のほうから監査役のほうに説明を求めることはできない、それは保障されてない、ということでは、一方通行になるわけですね。

そうしてまた監査役を通して取締役会に提出される監査報告書について、取締役についても当然出しつ切りで一方通行になっていくという意味では、いわば会計監査人の立場というものは、監査役と取締役の二重に從属しているようなそういう印象を受けるわけですね。これも、これは公正な会計監査ということができる十分な保障にはならないのじゃないかというふうに考えるのですけれども、その点どうですか。

○政府委員(川島一郎君) 監査の順序といたしまして、最初に会計監査人が監査を行なうわけでございます。したがって、その段階では、会計監査人は自分がみずから最初の監査を行なうわけでありまして、そのあとで監査役が行なうわけでありまして、監査役がどうも自分の考えと会計監査人の考えと意見が違ふという場合には、その慎重

重を期する意味でもう一度会計監査人に意見を聞いてみる、こういうことができるようにしておるわけでございます。これは監査の順序がそうなっておりますので、監査役からは意見を聞くことができるけれども会計監査人のほうから監査役の意見に聞くことは必要ない、こういうことになっておるわけでありまして、したがって、これはそういう関係から規定をございまして、特に一方通行であるとか、会計監査人の監査が十分に行なえないというような性質のものではないといふふうに考えております。取締役は最終的に監査報告書を受け取るわけでありまして、これは自分がその監査報告書に手を加えるわけでも何でもございまして、ただ監査報告書を今度は株主に見せまして、そして株主総会で決算の承認を求め、こういう手続をとらなければなりませんので、最終的には取締役のところに監査報告書がいくというだけのものでございまして、それが監査のやり方にとりかかるといふ影響を与える性質のものではない、このように考えております。

○説明員(田中啓二郎君) 若干補足させていただきます。

商法における問題は、ただいま民事局長から御説明のあったとおりでございますが、今後は商法監査と同時に、私どもの証券取引法に基づく証券監査というのにも依然あるわけでございます。そうして証券法の監査におきましては、公認会計士がたとえば不適正の意見を付しますと、これはたとえ虚偽記載があり、その影響が重大であると証券取引所が認めるようなときには、上場廃止になるという問題を含んでいるわけでございます。さらに、不適正の意見をつけなくても、かなり限定意見を多々つける場合には、ある場合には任意に訂正報告書の提出を求めますし、場合によっては訂正命令を出すということもあるわけでございます。それから、先生御心配の一方通行云々の点は、あとに証券監査が控えておりました、上場廃止といううようなおそれがあることを知っておれば、監査役あるいは取締役が会計監査人の意見を軽々

に排除して株主総会に対処するということではできないのではないかと考えております。

○春日正一君 その問題またあとから聞きますから。それで会計監査人というもののいふ位置と権限といふ点で、そういうもののいふ位置と権限といふ点で、そういうものについてどういふものかという点でお聞きしてみたいんですけれども、この問題では、やはり公認会計士と企業との関係で、監査人が企業から報酬を受け取つて、そしてその企業との間で自由契約の形で取り決められていて、だからこの点では衆議院の委員会などでも、参考人のほうから、言つてみれば税理士は弁護士のようなもので、納税者の利益を全面的に擁護すると、そういう立場に立つんだから、だから納税者から報酬もらつて、そのために努力を尽くすというところは、これは合理的だけれども、しかし公認会計士が、いまの、問題になっている場合のように、会社の経理を監査するということがあれば、これは弁護士の役割りではなくて、裁判官あるいは検察官のようなそういう役割りを持つわけだから、間違ひがあるかないかを見つけて、ただすという任務を持つわけですから、そうすると、そういう対象になる人からその報酬をもらうという点では、どうしてもそこに人情の、何と申しますか、そういうもので、制度としてやはり適正に十分に行なわれるという保障がないじゃないかと、この意見を出されておると思うんです。そのことがいままでもずっと議論されてきたと思ふんですよ。私も、考えてみまして、先ほど原田委員の質問に対しても、良心の問題とか良識の問題とか言われた。私は、そういう職業やっておられる方々みんな良識を持っておいでになると思ふし、それはそうなんだけれども、しかしこれは制度の問題として保障しなければ、人間の心というものは動くものだから、だからたまたま良識を必要となくなくなる。だから今度の監査の問題でも、取締役会で、とにかく企業の業績なり何なりまとめて株主総会へ報告すればいいんだけれども、それが間違つちやいかぬから監査役を

れども、その点どうですか。これ大臣どう考えますか、その点。

○國務大臣(中村梅吉君) 御指摘の点は全くむずかしい問題であらうと思います。確かに考え方の理想としては、そういう点に御着眼なさるのは、ごもっともだと思いますが、ただ会計監査人に国が報酬を払うわけにもまいりませんし、企業健全化のためにも、会計というものにあやまちがあったり、ごまかしがあったりしてはならないんで、そういうことのないように監査人が監査をするわけでございますから、どうもその報酬はやはり別段、取締役なり社長なりありまして、個人からもらうのではありませんので、法人から受け取るわけでございますから、どうもその程度のこととは目下のところいたしたくないのではないかと。今後しかし社会が発展していけば、あるいは全体として保障制度のような問題とか、いろいろ考え方があるかもしれませんが、目下の段階ではまだそこまでは到達いたしかねるというのが現状ではないかと、かように思っております。

○春日正一君 私、中村法務大臣が弁護士としてずいぶん長いことやっておいになつたんで、その弁護士と公認会計士との違いという点、さっき私言いましたけれども、わかつていただけると思ったのですけれども、わかつていただけなくて非常に残念です。

それで、監査役と会計監査人について、その権限の強化ということを監査制度の強化のように言われているけれども、いまだてお聞きしたように、監査役の権限の強化といっても、いまの経済情勢が必要としておる点から見れば、これはきわめて不十分だと思ふ。これは前のときに私申しましたし、監査役、会計監査人の独立性、身分保障が何ら考慮されていないというふうに私感じるのでも、今回の若干の監査の権限の強化では、ほとんど役に立たないんじゃないかというふうに私は懸念します。結局、今回の監査制度の改正によって、大企業はいままでの状態と何ら変わることになしに、かえつて、監査役の権限が強化したこと、

会計監査人という形で、公認会計士の会計監査人としてそれが商法に導入されてきたということに強調すること、大企業に対する国民的ないろいろな批判、そういうものは先をかわすためのこれは道具に使われる、そういうことになりかねないという懸念を私はここで表明しておきたいと思ひます。

そこで、次の問題ですけれども、これもおそらく今度の商法改正で一番のポイントになるところだと思ひますけれども、例の継続性の原則の問題ですね。企業会計原則でなせ継続性の原則が一般原則に入るほど重要なものとして扱われておるのか、その意味から聞かせていただきたいと思ひます。

○説明員(田中啓二郎) 継続性の原則は、とにかく会計的に正しい処理と思はれるものがやり方として二つ以上ある場合に、あるときはA、そして次の期にはB、またAに戻るといふようなことになりまふと、やはり企業の営業の状況並びに財政の状況を適正に表現できなくなる、特にそれがみだりに行なわれた場合にはやはり弊害が多く生ずるといふような観点から、企業会計原則では大きな柱として継続性の原則というものを打ち出しているものと思ひます。

○春日正一君 そこで、現行の企業会計原則では「企業会計は、その処理の原則及び手続を毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。正当な理由によつて、会計処理の原則又は手続に重要な変更を加えたときは、これを財務諸表に注記しなければならない。」、こういうふうに書いてあるのですけれども、この場合の「正当な理由」といふのはどういふことですか。

○説明員(田中啓二郎君) これは現行の企業会計原則におきましては、公認会計士が適当ないし妥当と考へているもの、それを「正当な理由」といふことばで表現しているものと思ひます。今回これを削除いたしましたのは、前回にもお答え申し上げましたとおり、商法におきまして、一般に「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という三十二条が

入りまして、そのしんしやくする事柄の内容に企業会計原則自身があるわけございまして、そこで、法律的に強行法規としての商法が、何が正当であり何が正当でないかとなりますと違法性の問題が起きてくるわけございまして、したがひまして、法律、強行法規としての商法にかかわりのある限りにおいて、このことは削りましたけれども、公認会計士の会計処理上の心持ちと申しますか、妥当性と申しますか、適当性と申しますか、そういう観点からの判断は同じであると考えまして、そういう意味におきまして、従来の討議に、答弁におきまして、「みだりにこれを変更してはならない。」という従来の方針に変わりはないということを重ね重ね申し上げていふような次第でございます。

○春日正一君 私が聞きしたものは、そこまでの事情をまああとで聞くつもりですけれども、つまり「正当な理由」現在あるものですよ、現行の。これは「正当な理由によつて、会計処理の原則」とは一体何かと、こうお聞きしたわけですね。いまあなたは、それは公認会計士が判断して正当な理由のものかどうかといふことはきめるのだと、こうおっしゃつた。そこで、私はもう一歩突っ込んで、それで公認会計士が、これは正当である、あるいはこれは正当でないという判断をする場合、何が基準になるのですか。

○説明員(田中啓二郎君) みだりでない変更はおそらく正当ないし妥当な理由と考へるのではないかと、逆に、みだりな変更は正当でなく、妥当ではないといふことではないかと思ひます。

○春日正一君 同じことを言っているみたいですね。それは、みだりに変更してはならぬと書いてあるから、みだりでなければ正当だと言ふんだけれども、これがみだりでないといふのはどういふ場合にみだりでないのか、その基準を聞いているわけですよ、私は。

○説明員(田中啓二郎君) これは法律の規定のように一がい何が正当な理由の構成要件であるか

といふような話ではございせん、やはり各企業の状況、そのとき、そのときの状況及びそれを變えた場合にはその後は新しい会計原則上認められた処理法を続けるといふようなことがおそろく正当な理由といふふうに観念されるのだと思ひます。

○春日正一君 そちらが非常にはつきりしないし、そこからいろいろ災いが私は出てくるということをお心配するわけですよ。

そこで、具体的な問題で、これはこの前すでに問題になった問題ですから、あなた方は御存じかと思ひますけれども、去年の六月二十六日の衆議院で、この法律に対する法務、大蔵、商工の連合審査のときに、わが党の荒木議員が新日本製鉄の債却法の変更について質問しております。新日本製鉄の君津製鉄所では四十五年九月期以前は債却は定額法でやつていた、それが四十五年九月に定率法に變更された、しかもわずか一カ年余りして四十七年の三月にはまた定額法に切りかえた、こういうふうに変つていふんですね。しかも、その間における新日本製鉄の債却を見ますと、四十五年九月期には特別債却といふことで百十三億圓もこれ債却してゐる。それから四十七年三月期には定率法から定額法にまた戻つて、そのときには今度は三十億圓といふものを特別債却から取りくずして利益に計上して生かしてきてゐるのですね。そこで荒木議員が、この變更の理由が正当かどうかといふことを質問したのに対して、白鳥証券局長が「君津製鉄所の債却方法を、前に一度定額法から定率法に改めていて、また定額法に變更した、こういう事情があるのではないかと」といふお話でございますが、そういう事実はございませぬ。これは四十五年三月に新日本製鉄として、八幡製鉄、富士製鉄が合併いたしました、それから君津製鉄所については、八幡製鉄では定額法を採用しておりました。ところが合併いたしましたので経理方式を統一するためにここで定率法に變更したわけでございます。これは正当な理由による變更だと

存じます。ところが四十七年三月期に君津の第三号高炉が完成いたしましたので、この完成に伴つて君津製鉄所の高炉が非常に金がかかつていふといふことで、企業の負担が非常に大きくなるといふことで定額法に變更したといふことございませぬが、これにつきましては監査報告上限定されております。「こういうふうに答へられているので、それで、いま読み上げたように、昭和四十五年三月合併によつて定額法から定率法へ變更したことに對して白鳥議長は正当な理由による變更だ、こゝろ認めておいてになる。そこで、それがなぜ正当なのか、その理由を説明してほしいわけ」です。

○説明員(田中啓二郎君) ただいま先生お読みになりましたとおり、昭和四十五年九月期、これは合併直後の決算期でございますが、合併後の経理方式統一のため、すべての有形固定資産の債却方法を定率法に變更したわけでございます。そこで、この当時の有価証券報告書によりますと、變更した場合はどういふ理由かといふことを書かせることになつておりますが、それには「当期より合併による経理方式の統一のため、有形固定資産のうち君津製鉄所分について減価償却方法を定率法に變更した」といふふうに書いてございます。以上がその理由の説明でございます。

○春日正一君 そこでもう一つ、いま出ました四十七年三月期になつて今度は定率法から再び定額法に變更したのに対して、監査報告書に限定意見がついた。その内容はどういふことになつてゐますか。そしてまた、それはなぜ限定意見がついたのか、この点ひとつ説明してほしいと思ひます。

○説明員(田中啓二郎君) 四十七年三月の場合には、君津の第三号高炉がございまして、これが従来の能力の八割にも相当しまして、かつ、付帯資本投下額も巨額に達すると、したがひまして、その大勢を占めるものに他を合わせざるが適正ではないかと、そしてまた新設工場における減価償却費の負担配分の適正化をはかるというののも一つの

理由になっております。そして最後の、先生の御質問の限定意見という事でございますが、監査証明省令というのがございまして、ここに「次に掲げる事項を示して表明するものとする。」という事がございまして、限定と申しますと、何か悪いといひますか、バッドマークを言っているように聞こえますけれども、これは内容についていささか詳細に意見を表明するという事でございまして、そこに一号表明、二号表明事項、三号表明事項というのがあります、それぞれその号において意見表明をしなければならぬことになっておりまして、そしてこの減価償却と継続性に関するものは二号において意見表明をするということになっております。さらに財務諸表規則というのがございまして、企業が財務諸表を作成する場合には「当該会社が採用する会計処理の原則及び手続について、変更が行なわれた場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与える影響の内容を当該財務諸表に注記しなければならぬ。」というふうに、二つの省令においてこのようなことが要求されているということでございます。

○春日正一君 私是一般論を聞いてるんじゃないやなくて、いま新日鉄の君津工場についての白鳥説明員、この方の答弁と関連して、この問題について、最初の定額から定率へ四十五年に変えたことについて正当な理由による変更だと言っておると、その理由と根拠を示せと、それをあなたに説明してもらいたい。そこで今度は、四十七年三月の定率から定額に変更したのに対しては限定意見がつけられた。そこでその内容はどういうものか、また、それはなぜ限定意見がつけられたのか、正当ではないのかという、そここのところの見解を聞きたいんです。

○説明員(田中啓二郎君) その限定意見は、先ほど参照しましたところについております。そしてそれは、意見としては正当な理由によるものという事でございまして。

○春日正一君 どこについていますか、いま先ほど

と言ったところについていますというものは、限定意見というのとはどこに……「これにつきましては監査報告上限定されております。」と、こうなっているのです。

○説明員(田中啓二郎君) それは四十七年三月期の監査報告書の中に、「君津製鉄所の有形固定資産の減価償却方法を変更した場合は前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されておる」というふうに書いてありまして、そこで、ここでは変更があったぞという事は書いてございまして、先ほど申し上げました財務諸表規則による表示の注記には、さっき申し上げましたような理由が書いてあるわけで、したがって、限定意見があるという事即ち正当でないという事ではあるまいと、したがって、限定という事は悪いという事ではなくて、変わったぞという事をディスクローズする話でありまして、特に正当でないという事が書いてない限りは、ここではやはり正当な処置というふうに公認会計士が監査したという、それが事実でございまして。

○春日正一君 そうすると、結局、限定はつけられたのだけれども、四十五年の変更も正当、四十七年の変更も正当と、こういうことなんですね。そうすると、結局、具体的な事例でいえば、これは正当だというその理由について別に基準がなく、公認会計士がそのときの判断で言われたけれども、この例を見れば、この場合は正当、この場合も正当というその具体的な事実があるわけですから、当然それを正当とする基準というものはあるはずだし、基準がなければたくさんいる公認会計士がそれぞれの主観に従って正当であるか正当でないかというようになことをきめるようになって、それからそこそこ大きな混乱が起ってくるだろうと、だから基準があるはずだと私は思うのですが、どうなんですか。

○説明員(田中啓二郎君) 抽象的、一般的には何が公正な理由だぞというようなのはございませう。先ほど申しましたように、やはりケース・バイ・ケースに判断されることとございまして、

企業内容開示の基本から申しますと、やはりみだりに変更すると期間比較を困難ならしめるという事情がございまして、そこでみだりにするなという事がはつきりうたわれているわけでありまして、そのほかに、みだりであってもみだりではなくとも、変更したときにはきちんとしてディスクローズして、それを意見として書きなさいよという事をしているわけとございまして。

○春日正一君 話がだいぶ違う。そうでしょう。あなたが、いままでの委員会でのあれを見ても、正当な理由が云々というの、今度は削ったと、削ったけれどもみだりにというのが残っておりまして、「正当な理由」があるなしという一取っでも変わりはしないのだというふうに言っておられた。そうすると、みだりであるかないかという事の基準がなければ、どれがみだりであつたかないか、判断できようがない。それはその人によつて、これはみだりでないことにしよう、これはみだりにしようというふうな事になったら、これはたくさんある会社のことですから混乱起りますよ。基準がないという事は私は私にはないと思ふ。もしそういう基準なしで、いまあなたが言われたように、新日鉄の例で言つても、定額を定率に変えた、そして今度はまたぐあいが悪くなったから定率を定額に変えて、いままで積んでおいた積み立て金を取りくずして今度は利益の中に入れてというふうな操作がそれこそみだりですよ、一年か一年半の間にどんどこそれとみだりになれば、そうすれば、いまの企業会計原則というものがあつても、結局大企業のもういう経理の操作といひますか、利益隠しといひますか、そういうことは防ぎ得ない、そういうふうな感じなんですけれども、どうなんですか、そこは。

○説明員(田中啓二郎君) その点につきましては、年度の修正案の注のところに、やはり継続性を厳正に適用していかなければならぬという趣旨のことがうたつてございまして。たとえば、「企業が選択した会計処理の原則及び手続を毎期継続して適用しないときは、同一の会計事実について

異なる利益額が算出されることになり、財務諸表の期間比較を困難ならしめ、この結果、企業の財務内容に関する利害関係者の判断を誤らしめることになる。したがって、いったん採用した会計処理の原則又は手続について重要な変更が行なわれた場合には、変更が行なわれた旨及びその変更が財務諸表に与えている影響額を当該財務諸表に注記しなければならない。」というふうに書いてございまして、重要性的原則を加味いたしまして、変更があつた場合には必ずまるとディスクローズするという事はしっかり守るわけとございまして。

○春日正一君 じゃ問題、次に進みますがね、企業会計原則修正案で、なぜ「正当な理由」というのを削りになったのか、その点説明してほしいんですが。

○説明員(田中啓二郎君) これはどちらかと申しますと、商法の問題だと思ひますが、結局三十二条で「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という斟酌規定が入りまして、それを財務省において公正な会計慣行であるぞとおっしゃれば、この原則がそういった中身になるわけとございまして、そしてそこで「正当」というようなことがございまして、正当ならば違法性は阻却する、正当でなければ違法性に該当するというふうな法律論になりますし、これはむしろ法律論よりは会計原則の会計の妥当性という観点で処置すべき問題でありますので、従来の「正当な理由」云々というのが削られたというふうについております。

○春日正一君 いま私聞いていますと、こういうことですか。つまり企業会計やっていく上で、年度の三十二条との関係で、やはりこれから出てくる新しい慣行というふうなものが、財務省が認めれば、これは正当なものにどんどこどんどん取り入れられていくようになる。だから「正当な」というようなことを置いときますと、それがこうやっていく上で、これが正当であるかないかと、そういうような違法、適法のような議論が起るから、それでこれを取り扱ったというふうに、私いま聞

いておつてその理解したんですが、その理解でいいんですか。

○説明員(田中啓二郎君) 法律論からいいますと、結局いま先生がおつじやつたような御理解になる問題だと思ひます。

【委員長退席、理事佐々木静子君着席】

○春日正一君 ここが一番大事な問題だと思ふんです、正当を取った、新しい慣行をどんどんどんどん幾らでも生かしていくために正当を取ったと、こういうことになるわけですからね。

そこでお聞きしますけれども、……

○説明員(田中啓二郎君) 委員長。

○春日正一君 私、いま質問しているから……。

この商法改正案が成立したときには、三十二条のこの包括規定の導入によって、会計監査人たる公認会計士は、商法上の会計監査人として商法上適法であるかどうかを監査する、同時に証券取引法上の会計監査をやる、この二つのことを同時にやるようになるわけですか。

○説明員(田中啓二郎君) 当然、商法監査と証券監査というものを同時にやることになると思ひます。

それから、先ほど新しい慣行がどんどんできてくれば、それが何でもかんでもオーケーになってしまうというふうなお話のごさいましたが、そういうことではございせん、継続性の原則に關しましては、新しい慣行ということではなくて、やはりあくまで継続を原則としているわけで、みだりにこれを變更してはならないという、何といひますか制限というか限定はきちつとはまっています。

○春日正一君 そこで、そういうことになる、
「正当な理由」ということが削除されても、先ほどの白鳥課長が説明したように「みだりにこれを変更してはならない」という規定が本文に残っているから実質的には変わらないのだというふうな、いまもそういう御説明ですけれども、ということなら、公認会計士は証券取引法上の監査の場合、この新日鉄のようなときに、やはり限定意見

をつけなければならぬというふうに思ふのですけれども、その点はどうかですか。それから商法上の監査としてはそれで適法なのか違法なのか、その点はどうかですか。

○説明員(田中啓二郎君) ただいまの御質問に關しましては、先ほどもお答え申し上げましたように、重要な事項についての變更があれば必ずこれを書けといふことになっております、かつ、限定意見といふことも、会計監査人は意見表明として、先ほど申しました二号の二つについて意見表明をするといふことは続くわけではございまして、その点では、冒頭におつじやつた前白鳥課長の申し上げたことはそのまま今後も引き続くというふうな御了解いただいてけっこうかと思ひます。

○春日正一君 もう一つ。そうすると、そういうやり方が商法上の監査として適法なのかどうかということですね。

○説明員(田中啓二郎君) いまの御質問は、商法監査上適法かどうかという御質問でございまして、私は適法でないと思ひます。

【理事佐々木静子君退席、委員長着席】
○政府委員(川島一郎君) 商法の上では特に継続性の原則というふうなものはうたつておりません。商法上の監査につきましては今度の改正案の商法二百八十一条ノ三という規定がありまして、そこに監査報告書にはこういつた事項を記載せよというふうなことが規定してあります。そうして、それが特例法に準用になっております。そういう法律に定められた事項を記載するといふことが要件でございまして、継続性の原則というものは直接には出てまいりません。で、問題は先ほど最初

にちよつとお話のありました三十二条でございしますが、その二項の「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という規定、この規定との関係でどうかというふうなことになるわけでありまして、まあ「公正ナル会計慣行」という中にその継続性の原則がどの程度入ってくるのかというところは、これはこの規定の解釈上いろいろ考え方があり得るわけでありまして、ことに、その「斟酌スベシ」とい

うのは、それに従ふといふことまでいつていくわけでもございせん。したがつて、經理のやり方が直ちに商法違反の問題を生ずるかといふことになりまして、その点はこの規定の上から申しますと、はつきりしないといふことにならうかと思ひます。

ただ、その継続性の原則といふものが現在の会計慣行の上で非常に尊重されるべきものであると、そしてこれをみだりに變更してはならないといふことが公正なる会計慣行になつてゐるといふしますと、当然それをしんじやくして決算書類を作成しなければならぬ、こういうことになるうと思ひます。その辺、非常に間接的でござい

ますので、商法上という場合に違法か適法かといふことは、これは会計の専門家に判断していただくほかはないといふふうに考えております。

○春日正一君 そのときと私ひとつ、私も会計の専門家じゃない、私、労働者ですからね、電気のコイル巻きたらうまいんですけれども——だから私も研究してみますから、ここはちよつと保留しておいてもらひます。どうも政府の役人が専門家でありませんからつて、この法律の審査で逃げられてしまつたんでは、これちよつとぐあいが悪いんです。そこで、実際にどうなつてゐるかと

いふことを、この点私あとでまた聞きますけれども、こういうことなんですね。経団連のパンフレットのナンバー一〇五というのがあるんですね、これですけども、では、企業会計審議会の第一部長の番場さん、この方が「企業会計原則修正案について」というこの文章を書いてゐるんですけれども、この企業会計原則修正案の一般原則の五、継続性の原則の中で、「正当な理由によつて、」以下を削除した理由についてどういふに言つてゐます。「こういう条文は判断を異にする可能性が強い。それを商法もまた同じように正当か正当でないかといふことに引つかけていくといふのは、会社が困ることになりはしないかと心配しました。」と、「變更がいちいち適法か違法かといふふうなことを常に問題とするのでは、実務上やり切

れないわけですか。」「商法としては、そういうことを問題にしないであらう」といふ主張が、商法学者あるいは法務当局の間で強く主張されたわけでありまして、中略「結局違法、適法という問題が起らないようにいたしました。この考え方が、継続性の原則に關する企業会計原則の第二項の文章を削除するに至つた原因、理由であります。」「このいふふうな言つてゐるのです。そして「注記があれば継続性の原則については、今後、限定意見の対象にしないといふことになつたのです。」と、こういうふうな言つてゐるのですけれども、これはこのとおりですか。

○説明員(田中啓二郎君) その中で、企業が困るとかといふようなことはございせん、先ほども申し上げましたように、商法との関係で適法、違法の問題で無用な混乱を——無用といふか、非常な混乱を起すのではないかと一配慮があつたといふ点はそのとおりだと考えますが、企業の都合とかといふことでは全然ございせん。

○春日正一君 結局この番場氏の書いたものの中には、企業が困るとかなんだかといふようなことばがあるけれども、まあそういう意味ではないけれども、結局この「正当な理由」といふことがあつることによつて正当か正当でないかといふような議論になるし、一々この会計のやり方はさつきの新日鉄の場合みだりに變更する場合に適法か違法かといふようなことを言つておつたんでは、実際上の問題としてすよ、これはまあ企業が困るといふ、まあ企業の側から見ればそういうことでは、と。といふことで、そのために「正当な理由によつて、」といふものを取つてしまつて、そしてまあ今後はそういう變更も限定意見の対象にしないといふふうになつたんでありますと言つてゐる。これは限定意見の対象にならぬわけですか。

○説明員(田中啓二郎君) これは重要な事項に關して継続性の變更がありますれば原則として意見表明が付けられることは変わりないと思ひます。したがひまして、このような継続性の變更で公正な

理由が抜けたから限定意見はそこで抜けてしまう
ということではございません。

○春日正一君 そうすると、この番場氏の言っ
ての最後のところ、「今後、限定意見の対象にし
ない」ということになったのです。」と、これはうそ
ですか。

○説明員(田中啓二郎君) それはその限定意見と
いうのを、要するに悪さといいますが、みだりに
変更した場合というふうにとられるのか、あるいは、
は、たとえみだりであってもみだりでなくとも、
重要事項について変更をすれば意見表明をするこ
うなことを限定を言ったのか、その点さだかでご
ざいませぬけれども、先ほどから申し上げまして
おりますとおり、とにかく重要な事項について継
続性の変更がありますれば意見は表明されるもの
と思ひます。

○春日正一君 そうすると、結局いろいろ条件は
つけたんですけれども、ここにこの人がはつきり
言っているように、「注記があれば継続性の原則に
ついては、今後、限定意見の対象にしない」とい
うようなことではないとあなたはおっしゃるんで
すね。

○説明員(田中啓二郎君) そうでございます。そ
してその御意見は、要するに経団連という場にお
いて番場先生ですか、おっしゃったことですから、
個人の御意見で、私どもの考えておりますのはた
だいまお答え申し上げたようなことではございま
す。

○春日正一君 そういうことでとこれは大問題
だと思ふのです。経団連というのが名もない団
体ならそれはどうということはないけれども、そ
で何を言おうと大企業の総元締めで、日本の経済を
承知のように大企業の総元締めで、日本の経済を
全体として支配しているような、そういう会社が
集まっております、その経団連がこういうパンフレ
ットを出して、「経団連事務局編」といふ、そうして
いふ言つたような意見を公表し、当然経団連傘下
あるいは直接入ってなくても下のほうの企業ま
で、これは商法改正がなつたらこうなるんだとい

うものの一つの指導的な意見として、下へずうつ
と通つていっているわけですね。そうすると、あなた
がここで、いや経団連は私的な団体なんだと、役所
の意見としてはこうなんだと言われても、あなた
の声のほうが私は弱いと思う。やはり経団連がこ
のパンフレットを出して、こういうもので講習会
や何なり、改正になればこうなるんだと、だか
ら違法も適法もそういうことはもう商法上はな
なつたんだというふうなことでこれをやっていたけ
ば、そういうものが続出してくる、そういうおそ
れは非常に大きいと思うのです。だから明らか
に、さきから読んで中でもありませんけれども、
「正当な理由」というのを削つたほんとうのねら
いというのは、私がさっきから言つていふように、
適法、違法というふうな議論が起ころぬようにし
てしまつて、それで新たにできくる慣行を次か
ら次に入れていって、いわゆる経理の継続性とい
うのを變更していく正当性をつくり出すための改
正だろなというふうなふうに思ふのですけれども、
そうでないというなら、やはり新日鉄の例のよう
に会計処理の變更なんかやられたんじやないか
というところで、商法上も証券取引法上も、そうい
うことであつてにやつていいというふうなふう
な、こういう指導をさつき打ち消すだけの役所
としての手だてを講じてもらわなければならな
いんじゃないか、その点どうですか。

○説明員(田中啓二郎君) ただいま先生の御指摘
のパンフレットでございますが、これは経団連で
番場氏が講演なさつたという講演記録でございま
して、経団連の名において傘下に経団連はこうい
う解釈であるぞというのを伝えているものでは
ないと思ひます。しかし、衆議院並びに参議院に
おきましてこの点いろいろ御意見を承りました
し、企業会計原則修正案も商法が通りますれば一
応レビューをしなければならぬので、そこに
書いてあるようなこと、またその中には、負債性
引き当て金なども従来だめだめだといつてい
うものが何でもないいいいよになるんだといつて
うなどでもないことも書いてございしますので、

修正案をレビューする際には、委員の先生方にい
ま一度、みだりに意見をあやまって伝えることの
ないようにとつていふことを含めましてお話をし合
ひたいと、かように考えております。

○春日正一君 これは経団連が編集したというふ
うに言ひますけれども、こういうパンフレット
でもつて「経団連事務局編」と、「一九七〇・三
社団法人経団連連合会」と、こういうことで出
しているんですね。だから、これは経団連が当然
加盟企業というか、それから下の企業に対してこ
の問題について説明し広めていく、そういう立場
からできたものですね。広めて困ることなら、経
団連自分で金出してこんなものをつくりやせぬわ
けですから。そうすると、この中に出ておる意見は、
たとえば委員の番場氏だとかあるいはその他の人
たちが講演をした記録にしろ、経団連はそれを肯
定的に受け取つてこれをつくつて流したというふ
うに見るのが至当でしよう。だから、これはね、
単なる委員個人が適当に講義をしたというだけの
もんじやないと思ふんです。経団連の名前で編
集されて外へ売り出されて下へ流されていふとい
うことになれば、経団連がやはりこれを肯定的に
受け取つてやつておるということなんです。これ
を単に、法律が通つてから洗い直すときに委員に
先生に注意するなんというこじや済まぬと思ふ。
公然と、経団連パンフレットにこう書いてあると
いうことは間違ひだということをして天下に発表し
てもらわなかならぬし、同時に、役所として通
達みたいな形で、あれは間違ひだということをして全
部の関係方面に知らせてもらふというくらいのこと
はしてももらわなければこれは済まぬ問題じやな
いかと思ふんです。

○説明員(田中啓二郎君) ただいまの点でござい
ますが、修正案は確定したものでございませぬ
し、いずれレビューをするわけでございしますが、
ただここで申し上げたいことは、商法改正の晩に
は私どもの監査証明省令等において今後の監査報
告の記載内容をどう定めていくかということをは
めていかなければならぬと、私もとしましては、

従来の運用をゆるめるつもりはないといふことは
はつきり申し上げられると思ひます。したがいま
して、その講演の速記録に対するお答えは、われ
わがどのような省令を出すかということではは
つきりすると思ひます。

○春日正一君 いやね、どうもはつきりしないん
ですけれども、いまの話聞いておつても、たとえ
ば企業会計原則修正案というふうなものはまだ確
定したもんじやないというふうな言われらるん
です。ところが、衆議院での六月五日の正森議員の
質問に対して、「公正ナル会計慣行ヲ斟酌」する
といふこの三十二条の二項ですか、これが、この改
正案が通れば企業会計原則修正案が企業会計原則
として確定すると、白鳥説明員はそういう答弁を
しておいでになるのです。そうすると、いまあ
なたは、まだ企業会計原則修正案といふものは
まだたもんじやないから洗い直すんだというよう
なことを言われるけれども、そんないかげんな
ものを出してこられて、法律を審議してくれ通し
てくれといふようなことができるのか。ここで
はつきり、この法律が通つて三十二条の二項がき
まれば自動的にこの修正案が企業会計原則として確
定しますといふ答弁をしていふんです。

○説明員(田中啓二郎君) 前白鳥説明員が、修正
案は四十四年に出しておりますが、これは所要の手
続を経て企業会計原則として確定するといふ予定
になつていふというふうな答弁をしたと思ひます
が、そこで商法との関係におきましては、三十二
条が確定すれば、その法律論という観点からは
さつきのように「正直な理由」といふのはなかな
か起きないと思ひますけれども、その他の点
で大修正といふのはまた行なわれたいといふこと
はないと思ひますが、しかし衆参両院での御審議の
過程もありまますから、ゼネラルなレビューとい
うものはやはりすべきものと考えております。それ
が前説明員の「所要の手段」といふことにも該当
するのではないかと考えます。

○春日正一君 そうするとあれですかね、私らが
ここで一生懸命議論していることを取り入れて修

正するというような意味で言われておるのです。私は大体政府というものは、出してきたものを幾ら言っても聞かずに押し通すものだと思いがちなものですから、だからこういうふうな答弁を受けておりますと、当然議論する場合、いま出されておるこの企業会計原則修正案ですか、これが生きてきた場合にどうなるのかということについて質問もするし、意見も述べるといふことになつておるわけですね。ところが、これは洗い直すものでありますからという形で逃げられたのでは、議論の根拠がぐらつちやつてどうにもならない。それ以上審議進められませんか。そのところ委員長どうですか。

○説明員(田中啓二郎君) 申し上げましたとおり、洗い直すということではございませんで、商法が通れば一応目を通し直すということは一応レビュースをするということかと思ひますが、少なくとも公認会計士が商法監査をする場合の商法と従来の企業会計原則とのドッキングは、この修正案においてはほぼ確定しているものと、やはりそのようにお考えいただいてけっこうかと思ひますが、ただ先ほどの番場先生の意見その他誤解を生ずるところがあれば、そういう点は明瞭にし直さなきゃいかぬという点の見直しということでございます。

○春日正一君 じゃ次へ続けて入りますけれども、先ほどもちょっと話しました引き当て金の問題ですね。いま企業会計では期間損益計算のなめとも言うべき継続性の原則の緩和、企業の恣意的な会計操作を許す継続性原則の後退について、私はいまいろいろ質問したんですけれども、もう一つ重要なのは引き当て金の問題だと思ひます。これと深いかわりあるんですけれども、特に利益留保性引き当て金がいかに利益操作に使われているかというところは、昭和四十七年の証券局年報で利益剰余金性引き当て金に関する限定意見、これが昭和四十六年三月現在で百二十三件で全体の限定意見の八〇・四%を占めているというふうにいわれことを見ても、これは明らかだと思ひます。

特に、つい最近の問題として見ると、新聞にいろいろな記事がたぐさん出ております。たとえば読売新聞の二月十三日、これを見ますと、見出しに「増収減益」決算ふえる」と書いています。「内部留保を厚く」「三月期、大和証券見通し——社会的批判に配慮」というようなふうで、三月期の決算では、収入はうんとふえたけれども、決算の面では減益という形の決算がふえるだろうという見通しをずつと書いております。そうして特に具体的なケースとして「特別損失金を大幅増し」といって、東亜燃料の場合です。「東亜燃料工業は十二日の決算取締役会で、前十二月期(昨年七月—十二月)決算案を決めたが、これによると、売上高(対前期比二七・八%増)、経常利益(同三四・八%増)とも大幅に伸びている反面、税引き後の当期利益は対前期比二八・六%減の増収減益となつてい

なるだろうというふうなものが出ておりますけれども、やられておると、それからさらに松下電器の九月期の決算を見ると、価格変動準備金六十六億九千七百万円、これが会計監査において利益剰余金であるとなされて、除外事項になつておる。これは三月期においては税法限度額の二四・一%、六月期に至つては二五・一%というように手厚く引き当てておる。退職給付引き当て金は、三月期は期末要支給額の一〇・〇%、さらに翌期の昇給による増額の五〇・〇%を加算して、九月期では要支給額の一〇・〇%を引き当てておる。そうして、それは九月期では引き当て額五十億六千万円増、こういうふうなふうになつておる、まあ一つ二つ拾つただけでも引き当て金を利用して百億円にのぼる大幅な利益隠しを行なつておるということなんです。

○説明員(田中啓二郎君) ただいま御指摘の東亜燃料の件は十二月決算でございます。おそらく新聞等に発表したのは一月末一応取締役会に報告したものを取引所の倶楽部等で発表したものかと思ひますが、営業報告書が株主総会で確定いたしますのは二月末、それから私どものほうに有価証券報告書として公認会計士の監査意見を添えて提出されてまいりますのが三月末でございますので、その内容につきましてはただいま確認するすべもございせんので差し控えていただきますが、当然のことながら、公認会計士がこれに監査いたします場合に、意見をつけるものがあれば意見をつけるし、適正に処理されていれば意見をつけないということになると思ひますが、このようない時代の動きでございますから公認会計士としては特に現在以上に厳正な態度をもってこれが監査に臨むということを私どもは期待している次第でございます。

そこで、まず企業会計原則修正案の負債性引き当て金について質問しますけれども、現行の企業会計原則と比較すると、負債性引き当て金の例示の中で修繕引き当て金と特別修繕引き当て金が削除されています。この例示から削除されているのは一体どういうわけですか。それから、これは続けて聞きますけれども、今後修繕引き当て金、特別修繕引き当て金は負債性引き当て金として認めるのか認めないのか。企業会計審議会第一部会長の番場氏は、「この特別修繕引き当て金は、われわれ会計学の概念では、負債性引当金の中に当然入れてしかるべきものであり、また経理の実行面においては、その修繕引当金をせひともたてて決算をすべきものであるというふうに考えています。例示から引つ込めましたのは、修繕引当金は負債性引当金の方に入らない、という商法筋の主張に歩み寄つたためであります。」「けれども、実際面にお

いては修繕引当金は、負債性引当金として計上するのだという事です。」「というふうに言っているんですが、先ほどのこのパンフレットで、そういう了解があるのかどうか。以上三点についてお答え願ひたいんですが。

○春日正一君 それからもう一つの点ですね、番場氏が「この特別修繕引当金は、われわれ会計学の概念では、負債性引当金の中に当然入れてしかるべきものであり、また経理の実行面においては、その修繕引当金をせひともたてて決算をすべきものであるというふうに考えています。例示から引つ込めましたのは、修繕引当金は負債性引当金の方に入らない、という商法筋の主張に歩み寄つ

ためであります。」けれども、実際面においては修繕引当金は、負債性引当金として計上するのだということですが、というふうな言っているわけですから、確かにいまあなたの答弁では必ずその年度に出さなきゃならぬというきまつたもんじやないという意味でこの負債性引当金と金という例示を削ったんだけれども、しかし負債性引当金と金としてこれは計上されるんだという意味で、この番場氏の言っていることと同じ意味なんですというふうな受け取れるんですけれども、大体そういう了解でこれはできているということですか。

○説明員(田中啓二郎君) この点は会計学者、法学者かなり意見の相違がございます。会計学者の中には負債性引当金に金が入ってしかるべきではないかという番場先生のような意見が多いようでございます。ただ、会計的にはそうでございますが、この間修正案の例示として出しましたときにこれを除いておりますのは、やはり完全にその点意見の一致を見ないで未調整として残っているということでございます。先ほど私あるいはこれは負債性引当金に金を入れるべきものだともし申したといたしますれば、その点は訂正させていただきます。

○春日正一君 はっきりしないんですがね。まあとにかく負債性引当金として計上はされるんですね。例示は取ったけれども。例示は、現行の企業会計原則第三貸借対照表原則四の(二)のA、この中で納税引当金とか修繕引当金と金等、こうなっている。同じくB、退職給付引当金と金、特別修繕引当金と金等となっている。これが修正案では、この修繕引当金と特別修繕引当金と金とは削除されて、製品保証引当金とか売り上げ割戻し引当金と金云々というのがずつと出ていますね。だから、なぜ削除したのかということに対するあなたの御答弁、そういうものの中で必ずその年度内に修繕があつて払わなければならぬというふうなものじゃないから、厳密には負債性引当金と金というにはならぬけれども、しか

し削ったけれども、実際には計上されるだろうというふうな私聞いたんですが、これ聞き違ひかどうか。

○説明員(田中啓二郎君) 例示しておりますのは負債性引当金と金という性格でございますが、御指摘の修繕引当金と金につきましては、先ほど申し上げましたように、これは会計的には負債性引当金と金であるという意見が多いのに対しまして、やはり今回は商法と会計のいわばドッキングになりますもので、商法の観点からまだ疑義があつたようなことで確定しなかつた、したがって未調整に終わっているというのが実情でございます。

○春日正一君 そうすると、そういう点ではまだ問題を残しているということですね。

それから次に、損失性引当金と金、これはどのように処理されるのか、つまり特定引当金と金であるのか、それとも負債性引当金と金になるのか、それはどういうことですか。

○説明員(田中啓二郎君) 負債性引当金と金につきましては、修正案の注におきまして、どのようなものかというところがはっきり書いてあるわけでございますが、特定引当金と金の系統は商法の二百八十七条ノ二の問題でございます。これはまさに商法の観点からどこまでをこれでお読みになるのかという点、これは私どもというよりむしろ商法をなにしていらっしゃる法務省のほうのお考えだと存じます。

○春日正一君 じゃひとつ法務省のほうから……つまり損失性引当金と金というものがどういうように処理されるものか、特定引当金と金に当たるのか、負債性引当金と金になるのか、その辺を説明していただきたい。

○政府委員(川島一郎君) 商法は引き当て金につきましては二百八十七条ノ二に規定しております。そこには引当て金と金というものは、特定の支出または損出に備えるために、いわば見越しの費用または損失として貸借対照表の負債の部に計上されるものであります。ところで、お尋ねの損失

性引当金と金ということばを、私どういうふうな理解していいのかわからないのであります。が、この商法二百八十七条ノ二の損失に備えるための費用として計上する性質のものであれば、まさにこの商法の引き当て金、特定引当金と金に当たるわけでございます。すでに損失が生じておる、それに対してというものであれば、あるいは別の考え方があるのかどうか、まあその辺よくわかりませんが、要するに、損失に備えるため

にその引き当てとして計上する性質のものであれば、まさにこの特定引当金と金に該当するということに考えます。

○春日正一君 どうも私のほうも聞いておつてよくわからぬですがね。

それで、四十五年年度の証券局の年報では、「商法と企業会計原則との調整」のこの項で、次のように書かれてます。負債性引当金と金の中で、損失性引当金と金については、「商法第二百八十七条ノ二の引当金の規定の整備と関連して、債務に該当しない負債性引当金の計上を強制するよう商法改正を要望すること」も検討されたが、そのよう

な引当金の数も少ないことから商法改正の実現可能性は見込まれなかった。このような引当金の取扱については、商法上は計上が強制されない商法第二百八十七条ノ二の引当金であるが、これが計上された場合の表示上の取扱いは、負債性引当金として取り扱うという解釈で了解されている。というふうなところから、ここでも書かれておる「債務に該当しない負債性引当金」というのは一体どういふものなのか、このような引き当て金の取り扱いについては、負債性引当金と金として取り扱うという解釈で了解されたとか書か

れているけれども、だれが了解したのか、この点聞かしてほしいと思います。

○説明員(田中啓二郎君) ただいまのは証券局年報の何の記載の箇所でございますでしょうか。

「商法と企業会計原則との調整」という項の中の負債性引当金と金という項の、またその中の損失性引当金と金についてというところですね。

○説明員(田中啓二郎君) その本をたたいま手元に持っておりますので、後日調べて御返事させていただきます。

○春日正一君 じゃ、この点はあとに残しますか。これ一番大事なところで、ここ抜けると先へどうも質問が進めにくいんですがね。企業会計審議会のメンバーである渋谷健一という人は「この負債性引当金については、「将来の費用のほかに損失を含めて引当てもよろしい」という新しい解釈が決定したのでございます。」、こう言っているんですね。さっきの経団連のパンフレットの六ページ

ですわ。また同じく企業会計審議会のメンバーの居林さん、この方は、「今回の修正案では、負債性引当金に損失性引当金を含む旨の諒解がなされた。損失性引当金としては、出血受注引当金、特許損害賠償引当金、これは「一審敗訴後の」と注が入っております。それから「資産除却損引当金、原本価調整引当金、価格変動準備金(現実)に価格下落が生じている分の、鉱業賠償引当金等々が考えられる。」というふうに言っております。だから一体この企業会計審議会というところでの了解というのは、どういふ意見とどういふ意見が対立しておつて、結局、負債性引当金と金の中に損失性引当金と金も含むということになったのか、その経過と内容を聞かしてほしいんですね。どうも大事な企業会計原則を定めるこの審議会の人たちが、経団連、先ほどあなたが否定されたようなことをいろいろ言われているんですね。だから、どういふいきさつでこういふことになったのか、これ国民の前にはっきりさせる必要あると思

うんですね。

○説明員(田中啓二郎君) 当時のこと、私聞いた限りにおきましては、いま渋谷氏がおっしゃつたような負債性引当金と金の概念を拡大するといふような了解は、少なくとも公の場においてなされていないようでございます。やはり公害引当て

金とか出 blood 受注引き当て金などのように負債性引き当て金に該当しないと考えられるもので、しかし商法二百八十七条ノ二に該当するいわゆる特定引き当て金でありますれば、これは特定引き当て金として貸借対照表の負債の部に特掲するという処理になると思います。

○春日正一君 どうして了解された、そういうことではないというふうに言われるんですが、この先ほどのパンフレットの中の、番場氏の「企業会計原則修正案の解説」というところの中では、この点非常に詳しく書いているんですよ。これ全部読むとたいへんですから、私、要約したのを読んでもみますと、経団連は負債性引き当て金と特定引き当て金とを明確に区別すること、また損益計算書、第四区分未処分損益の部を設けることに反対だし、いままでもおり特別損益の部で処理することとを主張した。公認会計士協会はいままでも同じで、両方を明確に区別しない場合はどうしても限定意見の問題が出てくるし、これを押しつけてしまった場合、監査のよりどころとしてこれでよいかと問題になる。だから貸借対照表でも区別すると同時に、損益計算書においても第四区分を設けて区分を異にしてくれなければ修正案に全面的に反対すると迫られた。そこで渋谷、居林氏という方にお願ひして、何とかがまんしてもらい、公認会計士協会の主張をいれた。そのかわり経団連のほうに対しては負債性引き当て金を拡大解釈しなさいやうという話を取りつけた。こう言って、これはまあ私、要約ですから、そうしてこういうふうに、これはそのままコピーしたものですけれども「ま」ともな費用というよりも、損失的なものの引当金金計上ということもなるべく認めるようにしようという了解があったわけです。具体的にどんなものですか、この点は各会社で公認会計士がタッチするわけです。公認会計士の方で具体的な問題をとり上げまして、公認会計士協会において会社の方に都合のよいような線で結論が出るように検討をしてもらう。だから、具体的な引当金について、これはまともな引当金に入るか、あ

るいは負債性以外の引当金か、この点の具体的な決定というものは今後に残されているというふうにご了解いただいて結構です。」と、そうして経団連はいままでどおりを主張、公認会計士が何としても明確に分けてくれと主張して、結局、公認会計士の主張を取り入れたかわりに、公認会計士協会も合意の上で損失性引き当て金も負債性引き当て金に取り入れようと審議会の中で取引が行なわれ、その結果として出てきた問題だというふうなことをこのパンフレットの中で詳しく述べておるわけですね。

そうすると、こういうことになる。企業会計原則修正案の權威というものは、先ほど来お聞きしてもかなり動搖するんですけれども、全く信用ができない、裏に何があるかわからぬと言われてもしょうがないようなものになってくると思うんですね。企業会計原則というものは、一般に公正妥当と認められる会計処理を要約したものであるというふうにいわれているけれども、財界の意向に沿う恣意的な会計基準と言われてもこれじゃしょうがないと思うんですね。そういう妥協だの了解だのといふものは、国民のわからぬところにあつて、法律の文句とは違つたものが含みとして盛り込まれておるというようなことになつたら、これはもう全く信用できないと言われてもしょうがないと思つておられますね。こういう問題について大臣は一体どう考へて、どう処理されようと思ひますか。

○國務大臣(中村梅吉君) 現在そういうこまかいことよく私どもはわかりませんが、いずれにいたしましてもこの商法改正が成立いたしました昨日は、企業会計原則について大蔵当局とも十分に相談をしてなおよく検討して遺憾なきように期してまいりたい、かように思っております。

○春日正一君　どうも私その答弁にはさつきから不満なんです。つまり企業会計原則修正案というものがあって、この商法改正案が成立すればこれが認知されるということになって出てきておるののに、問題突っ込んでいくと、いや成立してしまっ
てからあとで検討いたしますというようなことと

なると、これ審議の土台がぐらつて、私はこんなになっちゃうんですね。だから審議の進めようもないとさっきから言っているのです。やはりお出しになって通そうというのなら、確固たる確信を持って、こういうものだ、それはこうだと、はつきりお言いになったらよろしいし、特に先ほどのような審議会の中での了解みたいな変なものは、これは基本の法律ですから、そういうぐあいにはつきり疑いがあるなら国民の前に明らかにしなければいささかの疑義も残さぬようにしなければならぬ。ところが、そういうものが、先ほど言った経団連という権威のある団体が出しているパン

フレットの中で、しかも企業会計原則の審議会の委員がこもごもそれを言っておる。これを処理しなければ審議進まないじゃないですか。そういうことなんです。でも私はその点は、だからさっきも言いましたようにもつとあとに保留しておきますけれども、企業会計原則修正案の注十四、経団連パンフの一一五ページ、これでは、「負債性引当金以外の引当金を計上することが法令によつて認められていたときは、当該引当金の繰入額又はは取崩額は未処分損益計算の区分に記載する。なお、これらの引当金の残高については、貸借対照表の負債の部に特定引当金の部を設けて記載する。」というふうに書かれております。そうしますと、商法二百八十七条ノ二の特定引き当て金というものは、負債性引き当て金以外の引き当て金になったわけですから、従来よりも広義に解釈できるようになったというふうに考えていいのか、また従来より引き当て金を手厚く計上できるようになったというふうに考えていいのか。その辺はどうなんんですか。

○政府委員(川島一郎君) 商法の引き当て金というのは普通、特定引き当て金という名前と呼ばれておりますが、この規定は今回も改正いたしておりません。したがって、その内容は特に変更されるということはないわけでございます。

ができることを規定しておるわけでありまして、まあおっしゃるように負債そのものである場合にはこれは引き当て金にならないわけでありまして、負債以外のものであつて、しかも「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル」と、こういう要件が整つた場合に初めて負債の部に計上できる、こういうことになるわけでございまして、この範圍につきましてはいろいろ商法学者、会計学者の間で議論があるところでございますけれども、私どもはこの引き当て金というものを商法が認めた趣旨から申しまして、これは相当厳密に解釈すべきものであるというふうに考えております。

○春日正一君　その点、従来は公認会計士が現行の企業会計原則に基づいて、先ほど限定意見の内容について質問したように、利益性の引き当て金であるといつて限定意見をつけてきたのですけれども、改正後は、これらの引き当て金を損益計算書では夫処分損益の部というところに、そうして貸借対照表では引き当て金の部に計上されておれば、公認会計士の限定意見はつけられることはなくなるのかどうか、つまり、それで適法かどうかということですね。

○政府委員(川島一郎君) 申し上げるまでもないことでございますが、商法の要件に合致しておるものであればこれはよろしいけれども、合致していないものを引き当て金として計上した場合には、限定意見と申しますか商法の監査においてはその点が正しくないものとして指摘されることになる、このように考えます。

○春日正一君　そうすると、私のお聞きした損益計算書では未処分損益の部に、それから貸借対照表では引き当て金の部に計上されておれば公認会計士の限定意見は付されることにならない、あるいはそれで適法なんだというふうに一がいに言つてしまえないということですか。それとも適法なんだと、限定意見はつかないというんですか。そこところ、どうなんですか、どうもはつきりしないんだ。

○政府委員(川島一郎君) この商法は、貸借対照

表と、それから目的外使用の場合の理由を損益計算書に記載せよということだけを規定しておるわけでございます。その点だけが商法に適合するかどうかの判断の対象になるわけでございます。

なお、株式会社の貸借対照表あるいは損益計算書の記載の様式等につきましては、別に法務省令で定めるという規定がございまして、その規定で様式などはきめることとなります。損益計算書のどこに部に記載するかという点につきましては、これはその省令の中で掲げることになるわけでございます。

○春日正一君 どうもわからぬな、はつきり。

そうすると、これからそういうもののワクというんですか、つまり利益性の引き当て金であるという点で、先ほどあなたもお聞きのように新日鉄の場合、定率法に変わって非常に多くのあれを積み上げて、今度はまた定額法に変わって、積み立てたのを取りくずしてきたというのについて限定意見がついたというふうな、そういうことをやってきたんだけれども、しかし、改正されてからそういうものは同じようにこの限定意見をつけられ、あるいはそういうことをやってはいけないんだというふうな形のものになるかならぬかということ、この商法改正ができてから省令でもって、どういうもの、どういふものをつきめて、それから判断の基準ができてくると、こういうことになるわけですか。

○政府委員(川島一郎君) 引き当て金になるかならないかという問題は、これは商法自体の解釈できまってくる問題でありますから、省令の関知するところではございません。

○春日正一君 そうすると、先ほど私が聞いたものに對して、いま言ったような、現状では、先ほどの新日鉄の場合みたいに限定意見をつけられるけれども、改正されたあとでは、この利益性の引き当て金というものでも損益計算書では未処分損益の部、貸借対照表では引き当て金の部というところ、きちっと書いてあればそれで適法だということになるというのかどうか、つまり中身の問題です。

ね、中身と形式の問題ですね、ここへこう書けと書いて、形式が整ってあればそれでいいのか、ということを書いてあるわけですか。

○政府委員(川島一郎君) 膨大な利益を書き込むことがいいか悪いかというの、これは商法の特定制引当て金の範囲を逸脱していないかどうかと、そういう問題でございまして、その点では実質判断が行なわれるわけです。それから場所の問題、これは省令に指定してありますので、その場所に記載すればそれでよろしいと、こういうことです。

○春日正一君 だから、私を心配するのは、こういうようなことが場所をきちんと言わなければ、先ほど読み上げたような粉飾決算の——逆粉飾決算ですか、こういうものの合法化になっていく。引き当て金を手厚く計上できるといふのは、結局余裕のある企業、大企業、こういう荒かせぎやっていると、さきから言っている証券局年版「商法と企業会計原則」の調整の項の中で、こういうふうになっているんですね。「すなわち、損益計算書上では、これらの引当金の繰入額および取崩額を当期純利益の次に記載して当期未処分損益の増減項目として取り扱うこととし、期間損益に影響することのないようにした。貸借対照表上では、負債の部の中に特に特定引当金の部を設けてこれを記載し、本来の引当金と明瞭に区別せしめることとした。表示の問題として解決を図ったわけであるが、公認会計士の監査意見においても、「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ニ」という商法の要件を満たしている限り、限定意見は付せられない趣旨である。」と、こうはつきり書いてあるんですね。そうすると、私が心配したようなことにこれはなるんじゃないかと、こう思うんですねけれども、このところ

ろはどうなんですか。この考え方、間違っているんですか。

○説明員(田中啓二郎君) それは間違っておりません。そこで特定引当て金、要するに評価性でも負債性でもない引き当て金を計上することが法令によって認められているときは、いまお読みになったようなその繰り入れなり取りくずしは未処分損益計算の区分に記載するし、その残高については貸借対照表の負債の部に特定引当て金の部を設けて記載するということになります。特定引き当て金として法令によって認められているかどうかということが確かに公認会計士の監査意見を付する場合に大きな問題になると思います。それで、おそろく公認会計士といたしましては商法の二百八十七条ノ二の指導原理のようなものをやはり監督官庁から示していただければたいへんありがたいというふうな考えでいるんじゃないかと、憶測いたしますが、それは法務省の御関係のことになるわけでございます。

○春日正一君 企業会計審議会委員の、経団連経理懇談会の委員長渋谷健一さんという人は、「特定引当金につきましては、これまで逆粉飾に利用されるという点で、引当金の中で利益性の引当金の疑いのあるものについては、この限定の対象になることが多く、常に公認会計士との間における紛議のもとになっていたわけでございます。今回の改正におきましては、これを負債性引当金と区別することによりまして、将来の特定引当金のために引当てられる特定引当金については、幅広く計上ができることになりました。」と、幅広く計上ができることになったというふうに、「そこで、この点につきましては、すべて公認会計士は限定をしないということになったわけでございます。」と、こういうふうな言っていますけれども、これは間違いではないですか。

○説明員(田中啓二郎君) 幅広くということとは私はないと思います。と申しますのは、二百八十七条ノ二は今度できた規定でございますし、しかし、要するにこの二百八十七条ノ二というものを

をどこまで認めるかということが私は重要なポイントではないかと考えております。

○春日正一君 いままでの説明でもかなりはつきりしたと思うんですが、今回の商法改正というものが、監査の強化というのが実は見えて、内容は、企業会計原則を修正して、商法三十二条によって、この修正企業会計原則を商法の中にすべり込ませてくることで企業の利益隠しを商法上拡大する、それを制度化するものだというふうなふうに思っています。そして、こういう改正のない現在においても、売り惜しみや買い占めや、あるいは便乗値上げによってほろもけをした大企業が、その利益隠しにやっきになっておると、先ほどあれしましたけれども、あなたが役人の立場として、はつきりと会社の決算、それに伴う文書が出なけりや意見が言えないと言われましたけれども、しかし実際にはこういう傾向が出ておると、毎日新聞なんかでも、「危機ふと、まざまざと……」という見出しで、「利益、なんと約三倍」「三菱油化配当自粛し据置き」というような形で、三倍ももけたのを隠しているというようにことが出ておる。だから、そういうことを現在まだ改正されないときでもやっておる、そういう状態。そうして国民が、これに對しては超過利得に對して課税をかけるということが問題になって、いま衆議院でその法律をどうするかということでも各党話し合っているというふうな状況にあるわけですね。こういうときに、そうされてはたいへんだという点で利益隠しを大急ぎでやっておる、先ほどの東燃とか三菱油化とか、または大和証券の調査の結果として私が紹介したように、結局、大企業が、この利益隠しのために引き当て金を過大に計上したり、減価償却方法の変更などを利用しておるといふ、この点は大蔵省自身も認めておるところであります。

そこで私どもは、この大企業の超過利得の吸収等に関する臨時措置法案の要綱というものを提起していますけれども、その中で、租税回避行為の防止のために、新たな特別償却の損算入を中止

させる、引き当て金、準備金の過大な計上を抑制する、減価償却方法を規制するというこの三点をあげて、そうして税金のぐれのための逆紛飾みたような決算、これをやらせないようにするということはこの要綱案の中で述べておるんですけれども、やはりこの点は世間でも非常に大きな反響を呼んで、やはりそういう税金のぐれの利益隠しの穴をふさがないければ、ほんとうに超過利潤を吸収することができないだろうという、この声は非常に高くなっております。国民世論がこういう方向に向かっているときに、これと全く逆行するようない、しかも先ほど来、私、しばしば引用したように、経団連のこのパンフレットで言っているように、大企業の意向を受けてそのまま立法化したような法案を提出するということは、もう時期に合わなくなっております。準備されたその動機はずっと前の話ですけれども、いまの時期になつてくれば、こういう商法の改正というものは、いまの時期に逆行するものになつていゝんじやないかという感じが強いわけですから、法務省としてはその点どういうふうに考えておいでなのか、その点を聞かしてほしいと思います。

○政府委員(川島一郎君) 何かお話を承っておりますと、引き当て金の範囲が拡大するということになるように思ひますし、何かそれを前提として御議論が進んでいるように思ひます。したがって、先ほどから申し上げておりますように、商法二百八十七条ノ二の規定は改正してありません。この「特定ノ支出ハ損失」ということが変更が加えられない限り、引き当て金の範囲が拡大するといふはずはないわけでありまして、したがって、従来より案になるとか、引き当て金の過大計上が許されるようになるというようないことは、この議論が知りますけれども、それは全くナンセンスな議論と言ひかねないわけでありまして、したがって私どもは、先生のお話になつてゐる前提が、そもそもどこから出てきておるのか、どういふ根拠があるのか、全然理解できないわけでありまして、御心配のようないことは全くない、

私はここで断言しても差しつかえないと存じます。

○春日正一君 えらい、先生はどこから、何を根拠に言うけれども、私はさつきから根拠を示して、「企業会計原則修正案の解説」——経団連のパンフレットだとか、しかもこれ、述べている人たちは、企業会計原則の審議会に入っている、当のこれをつくった人たちでしょう。それを認めますか、あなたは。企業会計審議会委員……

○政府委員(川島一郎君) 企業会計審議会というのは商法の解釈をきめるところではございませう。引き当て金などの範囲まで商法に認められるかというところは、これは終局的にはこの条文に基づいて裁判所が判断を下すべき問題でございませう。したがって私は、その判例も示されていゝないのに、どうしてその変更が行なわれるのか、理解に苦しむわけございまして、御心配のようない点はないものと考えております。

○春日正一君 とんでもない。あのね、この本のたとえば、これ全部読むと、これだけですから幾日もかかりますから、私はほんの一部だけ読みますけれども、この三十九ページですね、この経団連の「企業会計原則修正案の解説」という、これの中で、番場嘉一郎さんという人が書いてるところですが、こう言っていますよ、「今度は公認会計士の方からはばがかかれたわけですから、もう右すれば何とか、左すれば何とかということに進退ここにきまるといふような場面もありまして、この点だけは何とか渋谷さん、居林さんをお願いし、がまんしてくださいたった結果がこんなふうになつてきたわけですね。そのかわり、まともな引当金というその引当金の解釈を少し拡大解釈をしましょうという、そういう話をとりつめました」と、こう言っているんです。「負債性引当金」といふものを厳密に解釈すると、これもだめ、あれもだめということになるが、修正案では、これもいい、あれもいいというふうになり、まともな引当金の概念というものを拡大することによって、そのところを吸収しましょうというところで目を

ぶつていただいたのです。そこで、まともな費用といふよりも、損失的なものの引当金計上といふこともなるべく認めるようにしようという了解があつたわけですね。「了解があつたわけですね」と言っているんです。「具体的にどんなものをすくすくあげていくか、この点は各会社公認会計士がタッチするわけですね。公認会計士の方で具体的な問題をとり上げまして、公認会計士協会において会社の方に都合のよいような線で結論が出るように検討をしてもよろしい。だから、具体的な引当金について、これはまともな引当金に入るか、あるいは負債性以外の引当金か、この点の具体的な決定といふものは今後に残されているというふうに御了解いただいて結構です」と、はつきりこう言っているんですね。しかも、これは経団連が出している。当の商法改正の一番の推進者の経団連が関係者の話として編集して、これを天下に流しているわけですね。これを商法改正のときに問題にするのを根拠がないとは私は言わせまいと思ひます。経団連がまさに商法改正の推進者だつたんだから、それを根拠がない、何を根拠に言っているんだと言つたら、これを根拠だと言つて私は一から十まで読みましょう、そうおっしゃるなら。

○政府委員(川島一郎君) 私は、引き当て金に関する商法の規定は、現在もそれからこの改正案によつても変更されないわけございまして、その引き当て金がいゝんじやないものが認められるかといふことはこの規定で判断されるべきである、したがつて、この規定が改正されない以上は今後においても変わるものではない、まあ判例が変われば別でございましてけれども、そういうことを申し上げておるわけでございます。

○春日正一君 ちょっと、ここはどうしてもはつきりさしとくぬと、私はあとあと困ると思つてくどく言うんですけれども、この政府の答弁と、さっきの番場氏とか、渋谷氏のような企業会計審議会の委員でしよ、こういう人の言っていることとまるっきり違つて、政府のはうはそういうことは知りませんと言つてゐる。ところが、この審議会

に入つて、この修正原則その他を審議した人たちが、こういう点で話がついてゐる、了解つてゐると言つて、公然と天下に言つて文書にして出しているんですね。それを、いやそれは関係ありません、青東野人の言ですといふふうになつてゐる、それは世間通りませんよ。あなたはそれで済むかもしれないけれども、食い違つてますよ。そうして先ほども言ったように、いろいろ不明朗なんですね。何といひますか、了解といふか、何といふか、取引したいことがやられておるということになつておると、これは政府が幾ら説明してくれどもどうもはつきりしないし、天下の経団連ともあるものが、全くでたらめをこゝろやつて公表するとは私は思ひませんよ。私も書いて印刷して出したものについてはその個人なり、個体といふものは責任を負わなきゃならぬ、いつもそういう立場で書いたものには対処しておりますよ。だから経団連ともあるものがこゝろいゝんじやないものをつくつて出しているのに、それを不問に付して、経団連がやったことだから審議からははずして、こゝろは政府の言うことだけ聞いてくれと言われても、それでは十分な審議と言えないし、こゝろいゝんじやないものを見た国民も多数おいでなんだから、やはり不信を持っております。その意味では政府の考え方なり立場をはつきりする意味で、もっと突っ込んでこの問題議論してほしい。だから経団連がだめ言つてゐるんなら、経団連に対して厳重に政府として抗議を申し入れて、経団連パンフレット一〇五号に書かれてゐるようなことこれこれの項は政府の見解と違つたといふふうなふりをして、はつきり訂正させるなり撤回させるなり、そういう措置をとるべきだと思ひますよ。その点どうなんですか。それおやになつてゐますか。

○國務大臣(中村梅吉君) 私どものほうといたしましては、ただいま民事局長申し上げておりますとおり、いままでの企業会計に関する基本的な法規はいささかも改正しておらないわけでございます。ただ問題は、この企業会計審議会というものは大蔵省の所管でつくつておる審議会の方でこ

ざいますが、これはまだ法律もできないうちに審議しておいても、それはまだ最終的な結論ではありませぬので、私もまたいたしましては、この法律改正ができて大ぜいの公認会計士さんに企業会計監査を担当してもらうことになりますれば、もちろんさらに一そう、従来の方針ややり方と違って、公認会計士の方々が皆さんが一致してその会計監査業務ができるように企業会計原則を確立しなければならぬと、かように思っております。したがって、その段階で企業会計審議会というものがどういう結論を出すかの問題はありますが、もし御指摘のように御満足がいけない、またわれわれとしても納得がいけないということであれば、政府全体としても企業会計審議会のメンバーをかえるなり、新しいメンバーで、ほんとうに国民全体が納得のできるような企業会計原則というものを打ち立てなければならぬ、かように考えております。

○春日正一君　じゃ、その点は私まだ非常にこう了解できないものがあるのですけれども、次に進みますわ。
商法改正案の三十二条二項「公正ナル会計慣行、それから法人税法第二十二條四項の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」というものは同じものか、それとも違うものかですね、そこを聞かしてはいいのですが。
○説明員(田中啓二郎君)　商法の公正な会計慣行をしんじやくすべしというのは、おそらく私ども、証券取引法の体系においていまでも公正な慣行として確立されてきたものとはほぼ一致するのではないかと考えておりますが、法人税法第二十二條のそれにつきましてもは国税庁のほうから御返事があると思ひます。

○説明員(田邊眞君)　ただいまお話のございました法人税法第二十二條の規定は、基本的には企業の経理は、やはり一般的な公正妥当と認められる会計処理の基準というところが、具体的にそのお話のいまだ対象になっております企業会計原則その他の基準に従っているかどうかということで判断されると思ひます。

○春日正一君　そうすると、大体は同じようなものだというふうに理解していいんですか。

○説明員(田邊眞君)　基本的には同じでございますが、税法は課税所得の計算を導くためにいろいろこまかい規定を設けてございます。したがって、税法独自の立場からこれを損金に算入し、これを益金に算入するということもよろもろの規定が存在いたします。

○春日正一君　それではもう少し具体的に伺いますけれども、この商法改正案が成立すれば、現在の企業会計原則修正案十八に例示してあるような負債性引き当て金のうち税法で別段の定めのない引き当て金、これはこの法人税法第二十二條四項によつて損金と認めるといふことになるわけですか。

○説明員(田邊眞君)　ただいまのお話は、私、税制担当ではございませんので、その点、この席でつまびらかにできないことをたいへん残念に思ひます。

○春日正一君　じゃ、その点は留保しておきます。税務担当でないから——これは困った。この項目は、それじゃ残しますよ。

○説明員(田邊眞君)　私、所掌が税法の解釈と執行を担当いたしておりますので、その範囲内に関する事項ならばお答えできると思ひます。

○春日正一君　どうしましうか。時間の関係で先のほうをやつていただきますか。——それじゃ、先のほうをやつてもらひますわ。

あと、少しこまかくなりますけれども、商業帳簿の問題です。これもずいぶんいまでも問題になりましたけれども、現行商法では三十二條で「商人ハ帳簿ヲ備ヘ之ニ日ノ取引ノ他財産ニ影響ヲ及ボスベキ一切ノ事項ヲ整然且明瞭ニ記載スルコトヲ要ス」といふふうに規定しているんですけれども、ここで書かれておる帳簿というものは、どういふふうに受け取つたらいいんですか。

○政府委員(川島一郎君)　これは普通、日記帳と言つておりますが、ここに記載しておりますように、日々の取引等についてその財産関係を明らかにする事項を記載する帳簿であります。

○春日正一君　そうすると、改正案の三十二條一項では「商人ハ營業上ノ財産及損益ノ状況ヲ明カニスル為会計帳簿、貸借対照表及損益計算書ヲ作ルコトヲ要ス」といふふうに規定しているんですけれども、この会計帳簿というのはどういう帳簿ですか。

○政府委員(川島一郎君)　改正案の三十三條に記載してございますが、この一号及び二号に掲げてある事項を記載する帳簿でございます。

○春日正一君　現行法の帳簿と改正案でいう会計帳簿との違いはありますか。

○政府委員(川島一郎君)　実質的には同じものをいつてゐるつもりでございます。ただ、現行法の三十二條は多少書き方がばく然としておりまして、「其ノ他財産ニ影響ヲ及ボスベキ一切ノ事項」といふような表現になっておりますのを、ここで詳細に規定したということでございます。

○春日正一君　そうすると、第三十三條二項、三項に「会計帳簿ニ基キ」といふふうに書いてありますけれども、これは複式簿記のことですか。

○政府委員(川島一郎君)　通常、複式簿記と考えていいと思ひます。会計帳簿は、最近複式簿記を用いておるのが普通でございますので、この場合も複式簿記を大体念頭に置いて書いていふということが言えようかと思ひます。

○春日正一君　そうするとあれですか、小さな商店でも、商人といつたら先ほど資本金二千元というお話が出ましたけれども、そういう小さな商店でも全部複式簿記をつけるということになるんですか。

○政府委員(川島一郎君)　私、大体において複式簿記と申し上げましたが、商法の規定では複式帳簿というものを強制しているわけではございませんので、単式の帳簿でありましても、これに必要な事項を全部書いておけばそれでも商法の要件は満たすわけでございます。

○春日正一君　そうしますと、こういう矛盾は出

できませんかね。貸借対照表、損益計算書をつくれというところが書いてありますね。そうすると、複式簿記によらないで大福帳みたいなものから貸借対照表とかそういうものをつくり出すということはいへん骨の折れることだといふふうに私聞いてゐるんですが、私、簿記あまり強くないからあれですけれども、そうすると、帳簿に基づいてということになると、どうしてもそういうものをつくるには複式簿記をやらざるを得なくなる。

そこらの辺ですね、しかも実際上はできない状態の商店とか零細な企業というものはたくさんある。そこら辺の扱いというのはどうなるんですか。

〔委員長退席、理事佐々木静子君着席〕
○政府委員(川島一郎君)　營業の種類にもよるわけでございますが、ある程度複雑な出入りの多い職業になりますと複式簿記を用いたほうがよいし、また複式簿記を用いないとなかなか計算がしにくいということにならうかと思ひますが、きわめて単純な、金銭の出し入れが比較的複雑でないというような業種にありましては単式簿記あるいは大福帳式の、家計簿に毛のはえたような形のもの、そういうものであつてもできないことはないというところでございます。

それから複式簿記、私も非常にむずかしいものかと思つておりましたが、聞くところによりますと、最近商人の方は非常に勉強しておられまして、かなり複式簿記の知識が普及しておるといふふうにも伺つております。そういうことでござい

ますので、そういういろいろな業種による違いというものはあるかと思ひますが、それぞれその業種に応じて適当にやつていただければというつもりでこの規定ができておるわけでございます。

〔理事佐々木静子君退席、委員長着席〕
○春日正一君　もし、そういう零細な商人とかそういう人たちが会計帳簿をつくらなかつたら法律上どういふ不利益を受けますか。

○政府委員(川島一郎君)　この商業帳簿の規定は不完全規定といふふうにいわれておられますが、会社等につきましては商業帳簿を備えつけないとか

作成しないということに対するあやまち料の規定が、罰則がございますが、一般の商人につきましては特につけなかったことによる不利益あるいは罰則というものはございせん。ただ、この商人が商売のことで訴訟を起こされるということになりますと、裁判所から提出命令というものが出ることになっておりまして、商法に規定がございしますが、その提出ができない場合には一定の範囲で不利益をこうむることがある。それからまた、その商人が破産をいたしました場合に帳簿がつけてありませんと、この場合には刑罰が課せられるということになっております。

○春日正一君　そうすると、今度の商法改正案が成立したら、国税庁のほうでは記帳を指導するといふような考えがありますか。

○説明員(田邊昇君) 今度の商法改正によりまして、具体的には三十二条の商人の記帳義務が、その内容が充実すること、われわれ税務当局にとりまして、またいへん歓迎すべき事柄であると考えております。ただ税務の執行は税法に従つて行ないますものでございまして、特に今回の商法改正によつてさらに税務執行のやり方が変わるというようには考えておりません。

○春日正一君　記帳義務と関係ないけれども、いま言った商法とそれから税法との関係ですね、この点でお聞きしたいんですが、国税徴収法の第一条に「この法律は、国税の滞納処分その他の徴収に關する手續の執行について必要な事項を定め、私法秩序との調整を図りつつ、國民の納稅義務の適正な実現を通じて國稅收入を確保することを目的とする。」というふうに書いてあるわけですね。そこで、私まあひつかかるのは、「私法秩序との調整を図りつつ」というところで、何か今度の商法改正との関係で新しいものが出てくりやせぬだらうかということ、ちょっと気になるんですがね。

○説明員(田邊昇君)　先ほどお答え申し上げましたとおり、現在の税法は具体的に所得税法なり法人税法の規定に従ひまして執行されております。ただいま御審議いただいております商法の改正案

とかりに關係ありといはしまするならば、現行税法に規定のございます青色申告制度ではないかと思ひます。ただ、この青色申告制度は納税者の御自身の選択が前提になっておりまして、商法の記帳義務の内容が充實されたからといって、その納税者の選択の基準は変わらないわけでございます。

なおただいまお触れになりました国税徴収法の第一条の規定は、これは主として租税の徴収面のことを規定した内容でございまして、具体的に、国の租税債権と私債権の調整の原則とか、差し押え財産の選択にあたりまして第三者の権利を尊重するといふような、いわば一般民法、商法との調整とはかった規定でございまして、特に商人の記帳義務とは関係がないのではないかと理解しております。

○春日正一君　その点、私も非常に安心したんですが、ただ、もう一つ念のためですが、いま話に出ました青色申告との関係ですね、商法の会計帳簿の規定が新しく加わったということで、税務署が、いままでの白色申告をやっている人たちに商法改正法案のこの三十二条を理由として記帳義務を勧奨したり、あるいは青色申告者と同じような記帳を勧奨するということではないでしようね、どうですか、そこのところ。

○説明員(田邊昇君) 商法の記帳義務の内容の充
実の改正は、先ほど申し述べましたように、基本
的には、税務といたしましては、たいへんけつこうで
な事柄ではないかというふうに理解しているわけで
ございます。現在の税法がたてまえといたしてお
ります自主的な申告納税制度を背景としてささえ
るもの、それはやはり納税者自身の具体的な申告
内容を裏づける記帳ではないかと思ひます。したた
が、いまして、従来から一般的には、われわれは、
できるだけ納税者の方が青色申告を申請されまし
て、その税法上の特典を享受されることをおすす
めいたしてきたわけでございますが、今度の改正
によりまして、具体的に、従来のそういう事柄を
特に変更することはいたしません。考へておりませ
ん。

○春日正一君 そうすると、この改正を理由にし

ていままでの白色申告をやっている人に青色申告をやれとか、記帳をもっとどうせよとかというようなやり方、これは少なくとも商法のこれとの関係ではなさらないということですね。

○説明員(田邊昇君) そのようなことでございませう。

○春日正一君　このところ、間々、あなたの方の意に反して、下のほうの税務署あたりで、いろいろ、いままでも指導の行き過ぎとか何といったうか、そういうものがあつたということを私たくさん聞いていますけれども、だから、そういうことのないためには、やはりいまのような趣旨で、この改正することによってこの記帳義務を強めるとかなんとか、そういうことはしないんだという趣旨を、そういう点を下のほうに徹底させるとい

うことは、もし、これが通ったというような場合にはやりますか。やつてもらえますか。それとも、これは誤解してもらえればけっこうという形で諦観なさるか、どっちになさるか。

○説明員(田邊君) 先ほど来申し上げますとおり、われわれとしましては、具体的な税法の執行なり、特に青色申告制度をささえる環境が望ましい方向にいくものとして歓迎いたしているわけでございます。この改正がございましたから特に

從來の方針に変更を加えるということとはございませんので、格別、アクションをとるということとは現在考えておりません。

○春日正一君　これはかなりデリケートな問題ですが、私よく言いますけれども、商法三十二条の記帳義務というのは私法上の問題であつて、国と納税者の關係を規定するものではないんだから、商法三十二条の改正があつたとしても、昭和三十七年の国税通則法改正で原案から削除された記帳義務というのを復活するとか、現在、所得税・法人税法に規定している青色、白色の區別をなくして、一般に記帳義務を課するような税法改正はすべきではないというふうに思うんですけれども、その点は、そう受け取つておいていいですか。

○説明員(田邊昌君)　お話しのとおり、この改正

によって税法上特に記帳義務が課せられたものになるわけではございません。したがって、ただいまのお話の筋はそのとおりではないかと私は理解しております。
 ○委員長(原田立君) 速記をとめてください。
 〔速記中止〕

○委員長(原田立君) 速記を起こして。
○春日正一君 それでは、さっきの保留した問題に入りますけれども、初めから聞きますわ、新しい人が来られたようですか。
だから商法改正法案三十二条二項の「公正ナル会計慣行」という、この規定と、法人税法第二十二條四項の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」というのは同じ意味なのか、それとも違ふのかということですね。これ、さっきお聞き

したんですけれども、人がかわったから初めからお聞きします。

○説明員(伊藤田敏雄君) お答え申し上げます。

商法の規定と法人税法第二十二条の四項の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算される」という内容につきましては、基本的には方向として同じことを考えているものと考えております。ただ、税法には税法として、租税として特有の政策目的を持つておりますので、

その段階において必要な別段の定めは税法でさせていたたいておりますので、その点については、なお基本的には同じであっても、実際の適用上の問題として、特別規定を書くこと等はあり得べしと考えております。

○春日正一君　それで具体的にお聞きますが、この商法改正法案が成立すれば、現在の企業会計原則修正案注十八に例示してあるような負債性引き当て金のうち、税法で別段の定めのない引き当て金、これはこの法人税法第二十二條四項によって損金と認めるということになりますか。

〔委員長退席、理事後藤義隆君着席〕

○説明員（伊藤田敏雄君）　現在二十二條につきましては、引き当て金につきましては別段の定めを必要とするものになっております、現在の書き方で、

したが、いまして、商法が通り、企業会計原則の修正案が実際に動き出すといたしまして、そこにはなお別段の定めをしない限り、それが自動的に税法の規定として認められるという性格のものではないと考えております。

○春日正一君　そうすると、そういうあれはどこに書いてあるんですか、法人税法の。

○説明員(伊藤田敏雄君)　第二十二条三項に「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、次に掲げる額とする。」ということ、二号に損金に算入すべきものの種類が書いてございますが、その他の費用の中でカッコで、償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除くとして書いてございますので、債務の確定していないと考えられる引き当て金につきましては、特別の規定がない限り第二十二条の三項の規定では損金の額に算入されないという法制になっておりますと考えております。

○春日正一君　いま大蔵省のほうの見解を伺ったんですけれども、経団連では別なことを言っているんですね。経団連事務局編の経団連パンフレット、先ほどから私しばしばこれ引用するんですけども、これの「企業会計原則修正案の解説」によると、企業会計審議会幹事で経団連理財部の居林次雄氏という人、この人の「税法と企業会計原則の引当金の調整問題」というテーマのところで、「主税局では、税法が会計慣行よりも先走って負債性引当金を広く損金にするように改めることは、行き過ぎであるという態度をとっている。」というふうに言っています。

〔理事後藤義隆君退席、委員長着席〕
そうして「工事補償引当金のごとく、多くの会社で計上する慣行が完結してきたものから、逐一、税法上の損金算入するようにしたいとの意向である。」というふうに述べておられますけれども、これが大蔵省主税局の方針なんですか。

○説明員(伊藤田敏雄君)　引き当て金をどこまで認めていくかという問題は、昔からなかなかむずかしい問題でございまして、そこにはおのずから租

税政策上の目的の一つといたしまして、ある程度恣意的な判断を除外して、ある程度は画一的に取り扱っていかないと、特に内部引き当てのような問題には問題が多いわけございまして、そういう点を考慮いたしまして、従来引き当て金につきましては法定という考え方をとっておりまして、完全に未払い金として考えられるもの以外につきましては法定というたてまえをとっております。したがって、どの程度まで社会で完結していくか、その場合においてそれをどこまで認めるとして税法に取り込むべきかという政策判断の問題だと考えますが、現段階におきましては、御承知のとおり、現在法律上規定されている引き当て金に限って認めるというたてまえをとっておりまして、今後もしやういふことになるかと考えております。

○春日正一君　そこで問題なんですね。これに出ている「公正ナル会計慣行」ということがありますが、これも、慣行ということばは、概念というものは、この法律の中ではどういうふうに定義とされているのか、規定されているのか。たとえば先ほど私読み上げたように、ある会社が有税引き当て金みたいな形で引き当てをやるといふようなことをやると、一回やったものではこれは慣行にならぬけれども、世間の多くの会社がそれをやりだして何回もこれが続くということになると、結局これは慣行だからということでは法定する条件ができてくるというふうなおそれですね。つまり慣行というものが書いてあるけれども、慣行というのは繰り返してやれば慣行になるわけですから、悪いことでも繰り返してやれば慣行だということとで認めさせていくというふうなことになるわけですね。慣行という規定が。そこで慣行という規定をどういうふうな規定しておるか、二回以上繰り返されたら慣行だという説も私聞いているのであります。

○政府委員(川島一郎君)　慣行というのはやはり相当の時間繰り返されて行なわれておるといふことが必要であらうと思ひます。二回ではどうい

慣行にならないと思ひますし、もっと一般的に広く行なわれるということも必要であらうと思ひます。それから、そういう慣行でありまして、公正なる慣行でなければこの三十二条には該当しないわけございまして、悪い慣行が幾ら行なわれても、これはここにいう商業帳簿作成のしんじやく規定には関係がないわけでございます。それから引き当て金の問題でございまして、これは先ほどの規定がございまして、それに入ると、こゝろは引き当て金としては商法は認めないと、こゝろいう立場でございます。

○春日正一君　そこで私さっきの質問にちょっと返るのでありますけれども、その居林氏という人はこう言っているのです。まあ税務当局としてはこう言っているけれども、「工事補償引当金のごとく、多くの会社で計上する慣行が完結してきたものから、逐一、税法上損金算入するようにしたい」との意向である。私はここにひつかかるのです。わ。そういう一例をあげて、そういうふうな逐次慣行成熟したものからして、こゝろというふうなことにすると、まだ次もあるしその次もあるということが予定されておるようによかられる。だから私はそれを聞くわけですが、さらにこの人は、「そこで、会社としては、……この際、有税で以てて、税法としてこれを認めざるを得ないようにすることが必要である」と、こゝろいうふうに述べられているわけですね。そうすると、この人の見解について主税局はどういうふうにお考えになつてゐるか、その点聞かしてほしいです。

○説明員(伊藤田敏雄君)　お答え申し上げます。慣行が熟した、あるいは有税で企業はほとんど積み立てる、その事実だけでわれわれは決して判断をするつもりはございませぬので、その点につきましてはまさに所得計算上必要なものに限り引き当て金を認めていくという本旨のところに、なほ会計慣行の習熟を待つて処理していくという考え方を持っております。

○春日正一君　どうも最後がひつかかるのですが

ね。会計慣行の習熟を持つてという、そこが私はひつかかるのですが、その答弁が。現に大会社の最近の決算書、さっき私、あなたがあらぬとき読み上げたけれども、東亜燃料なんかは、大きな増益をしながらいろいろの名目で引き当て金、そういうようなものを積み立てていっているし、そういうような税金を払ってでもやっている、計上しているんですね。こゝろいうものについて大蔵省としては一体どういうふうに見て、どういふうにこれを扱われるのか。

○説明員(伊藤田敏雄君)　私の申し上げ方が悪かったのかもしれませんが、私が申し上げる趣旨は、そういうふうな有税で大きな企業がたゞさん積み立てると、そういう事実だけをもって決して判断はいたしませんということでございます。

○春日正一君　大蔵省がそういう立場なら、法人税法の第二十二条四項は削ったらどうかと思うのですが。この条文は御承知のように、「第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。」ということですが、昭和四十二年にこれが追加されたときには租税法定主義の大原則をそこなうおそれがあるという議論もあつたし、その後の運用についても、たとえば昭和四十六年、円切り上げに伴う為替差損金の会計処理について、衆議院、参議院の大蔵委員会、予算委員会でも問題になった条文なんですね、御存じのように。したがって、法人税法第二十二条四項を削除して、そうしてこの経団連のパンフにある居林氏のようなねらいを村絶する、そういうものが入ってくる余地をなくするということにしたほうがすっきりすると思うんですけれども、その点はどうですか。

○説明員(伊藤田敏雄君)　先ほどの居林さんの御意見につきましては、それは別段の定めのある部分でございまして、ある意味では、引き当て金については法定のもの以外損金に算入しないという規定がございまして、したがって、この四項に書い

てございます「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算される」というのは、税法でずいぶんこまかくいろいろのことを規定しておりますが、なおその他の点について規定し切れない部分について一般的な解釈基準を示したものと考へておりますので、ただいまこれを削除するといふふうなことは考へておりません。

○春日正一君 この問題は非常に不十分で、たとえば私が一番ひつかかるのは、何回言つてもひつかかるのは、慣行が完結したらということをおなとも言われる。そしてこの居林氏も、ほとんど、ほとんど実績つづつて完結していきつていふことを言つておる。それと一致するんですね、本心において、だから、私は気にかかつて先に進みかねるんだけれども、しかし、これからあと最後に子会社の調査についてお伺いしたいと思ひます。

商法改正法案の中の二百七十四条ノ三で、新しく新会社、子会社という概念を設けている。親会社の監査役は子会社に報告を求め、さらに立ち入り調査権を認めるといふようになっておるんですね、これは子会社の独立性を侵して一〇〇%の支配を法制上認めたことになるんじゃないかと思ひますけれども、その点どうですか。

○政府委員(川島一郎君) この子会社調査権というのは、親会社の監査役が、親会社の業務を監査するにあたりまして、子会社と関連する事項について子会社を調査しようといふものでございまして、よく例に引かれますように、親会社が不良債権を子会社に譲渡してしまつたか、あるいは余つての物品を子会社に買ひ取らせる、親会社としての立場を利用いたしまして子会社に不利益を押しつけて、自分のほうの経理を健全に見せようとする、そういうようなことがしばしば行なわれることがあると聞いております。そういう場合に、その事情を調べるためには親会社だけを調べたのでは出てこない、こういう場合がございまして、子会社についても調査をするということとございまして、子会社の人格、法人格を侵害するとか、そういう趣旨のものではございません。

○春日正一君 子会社というのは、法律上からいうと独立した法人格ですか、半分の法人格ですか。○政府委員(川島一郎君) 法律上は独立した完全な人格でございます。ただ、親会社が資本を過半以上占めておりますので、実際にはその支配力というものがかなり業務の面で出てまいりまして、それだけに親会社が子会社を利用するといふおそれがあるわけでございます。

○春日正一君 そういう悪い面もありますね。親会社が子会社利用してもうけるという面もある。だから、いま言われたような、そういうことがあるから、だから親会社の経理あるいは営業内容を見ただけでは全貌がわからぬと、これは私事実だと思ひます。というのは、いまのそれは、私ここに公取の報告書を持ってるんですけども、これで見ますと、まあこれ全部読むとまた長くなりますから、新聞で要約したものの方をむしろ使つたほうが簡潔であらうと思ひますので、新聞の切り抜きを使ひますけれども、これ現物、私持っています。それによると、こうなつておるんですね。大手六六商社について公取が調査報告をまとめた、それによると、三菱、三井、丸紅、伊藤忠、住友、日商岩井の大手六六商社は「四十七年度の売上額が四十三年度の二倍、合計二十一兆円」、「上場卸売業八十八社の中で約七〇%のシェアを占める」、「六社の売掛金や前渡し金など、実質的な融資額が七兆四千億円にのぼるほか、国内上場会社の半数以上にあたる九百二十四社の株式を所有している」、「このため、商社としての活動と資金力を利用して、経済界で自由な競争を損う恐れがあり、特に独占禁止法で金融機関の持ち株規制をしているにもかかわらず、商社が実質的に金融機関化している現状では何らかの規制が必要である」といふようは趣旨の報告書を出しているんですね。私、まあこゝろ詳しく読みませぬけれども、しかし、子会社という関係でいえば、株式の所有状況からいって国内の上場会社約千七百社のうち六六商社は九百二十四社の株を持つておる。それから、この六六が筆頭株主になっておる企業は非

上場分も含めて千五十七社、その資本金総額四千四百億円、六六の資本金総額の約三倍に当たり、売り上げ額は六六の三〇%を占めるといふふうになつておるんですね。こういう形で非常に広く、いわゆる子会社あるいは株式支配といふような形でたくさん系列会社といふんですね、系列化をやつて、非常に広い範囲を支配しておるといふふうな状況になつてますし、特に商社の場合は外国に支店を設けたり、外国の商社の株を取得したりして、そことの関係で大きな脱税をやつたといふようなことも今度の国会で問題になつてます。だからそういう意味でいえば、ある大きな会社なり大きなメーカーなりの全貌を知ろうとするなら、その会社の経理だけでなく、当然持ち株関係、子会社からいふものまでずっと全部調べて、その内容まで見なければ、一つの会社の実態といふものはわからぬといふことは、これは事実です。それが現状です。

そこで、私まあ一番最初に提起した問題ですね、こういう現状に対して法律は一体どうしようとしておるのか。そういうふうになつておるから、だからまあ特にこの場合は五〇%以上の株式を持つておるものといふふうに限定していますから、この数ずつと減りますけれども、それでも一つの法人格としてできている個々の会社を別な会社が業務内容まで監査できるといふようなことになれば、これはやはり子会社とかそういう系列会社とかといふようなものに對する大企業の支配といふものを商法の上で公然と確認して、そしてこういうピラミッドの支配といふものを認めてしまふことになるでしょう。商法の上で子会社と親会社という関係をつくつて、親会社は子会社を支配する。しかし理屈っぽく言えば、じゃ子会社にしたら親会社と取引していく上で親会社の資産を調査する必要があるといふような理屈もついてきますわ。しかし子会社は親会社を調べるあるいは経理についての報告を求める権利も何もなくて、親会社は子会社に対して報告を求める、報告がなければ立ち入り調査もできるといふような、そういう

形で大企業の他の企業に対する支配を公然と商法という基本法の中で認めてしまふといふことはどういふものだろうか。しかも子会社といへども、先ほど私がお聞きしたように独立した法人格でしよう、一個の。親会社といへども独立した法人格だ。そういう意味でいえば対等、平等でなければならぬはずだ。そのものが子会社だから従属しているのだといふ形の体系を商法の中に持ち込んたといふことになれば、いまの大企業の産業に対する支配といふものを商法がそのまま認めて大企業の専横といふものを一そう強める方向に向けさせていくといふことになるんじゃないのか。いま必要なことは、公取も言つておる通りに、独禁法といふようなものを使つて、そして商社のいろいろな会社に対する金融とかあるのはこの支配といふようなものを押さえる必要があるといふことを言つておるんですね。そしてまた、それが、いまのように企業が大規模化して支配が強まつておる時期に、そういうものに専横な行ないをさせないようにするためにむしろ必要な方向なんじゃないか。だから国民的な立場からいへば、むしろ子会社は親会社を認めるのじゃなくて、こういうものとの関係を、支配、被支配の関係を薄めるような方向で、持ち株の制限をするといふような方向で商法の基本、企業のあり方といふものをきめていくべきじゃないだろうか、私はそう思ふ。

だから矛盾があるんですね。同じ独立平等の法人格が他の、子会社だからといって、業務を監査するといふような、そういうことはそれ自体一つ矛盾しておるし、経済の実態からいっても、いまの弊害をさらに大きくするものになる。これは非常に大事な政治論議ですけれども、しかし、今後の経済にとつて、国民生活にとつてきつめて私は重要な問題だらうと思ひます。だから私一番最初のとときに、企業のいままで発展してきた実態に合せて商法を変えるのか、それともこの現状でいろいろな矛盾を少なくしていくような方向で、国民的な立場から見ても少なくしていくような方向で商法を変えるのか、どつちにするんだという問題

を出しましたけれども、ここでもその問題が、どっちにするかということが出てきておる。いまのこの改正案では、明らかに大企業の産業支配というものを法として確定しようというようにしておいでになる。これは非常に大きな間違いだ。日本の現状及び将来にとってよくないと思う。この点については私は私共技術的なところを聞きたくありませんけれども、法務大臣のほうから、一体、日本のそういう企業の状態をどうしようとしておいでになるのか、そこをはっきり聞かしてほしいと思うんです。独禁法でとめなければいかぬといわれるようなものを基本法で確定するというようなことがいいのかどうか。

○国務大臣(中村梅吉君) これは今回の改正におきまして、子会社というのは、もうすでに支配力を十分親会社が持っておる、要するに過半数の株式を親会社が持っておる場合だけをきめておりまして、したがって、今度の制度がなくても、もう実質上とにかく子会社の支配権を持つておるんで、そこで、その子会社を利用して余っておる商品の子会社に抱かせるとか、あるいは借金をしよせるとか、あるいはまた、それと反対に、親会社に余っておる、要するに利潤を隠蔽するために子会社のほうに自分のところの手持ちの原材料を隠すとか、渡すとか、いろいろ手があるわけでございますから、そこで、親会社の経理というものを健全に、完全にやっいていこうとするのには、やっぱり子会社まで調査をしないといわれない面が出てまいりますので、先ほどお話しのとおり、これは親会社の会計監査をする段階で子会社のほうにまで調査の手を伸ばそうというのが今度の改正でございます。したがって、別段、親会社の系列支配というものを一そう合理化しようというのではなくて、現に事実上そうなっているようにしようという趣旨でございますので、ちょっと、やはり、ものは見方によって変わってまいりますけれども、そういう次第でございますから……。しかし、これも、さりとて無益に、そ

の必要もないのにむやみに子会社の調査をする必要もありませんし、しないことだと思ふんです。やはり関連上、経理監査をしておる間に及ばざるを得ないものが出てきたときに及得るようになしておくことが親会社の経理というものを健全なものにする、あるいは健全なものがあればそれを摘発するとか、あるいは剰余金が多過ぎれば税で吸い上げるとか、いろいろな処置を講ずることができまうので、そういうような趣旨で、今回の改正は、十分の支配力を持っていないところ、支配させようというところではなくて、現に支配してしまっているところだからいたしかたないと、こういうような観点に立っておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思ひます。

○春日正一君 私、これでは、質問を終わりますけれども、委員長もお聞きのように、経団連パンフレットのこの問題ですね、ここに出ておる、いろいろきょう私も引用しましたし、その企業会計原則修正案についての、番場嘉一郎さんとか、それから居林さんとかいうような方に参考人としてでもここへ来ていただいて、そうしてこれの中心について、私、この委員会ではっきりさせる必要あると思ふんです。何かそうでないと、法律はこうなっております、しかし、きめた経過の中ではこういうことがありましたというような形の中で商法というような大事なものが変えられていったんでは、それはやっぱり国民納得しない。だから、そういう意味で、こういうことを自分でお書きになったんだから責任をお持ちになると思ふんです。やはりこの公の場に出てきて、ここで私どもの質問に答えて、その真偽をはっきりさせてもらうように理事会で取り計らっていただきたいと思ふんです。これをお願いします。

○委員長(原田立君) 理事会で相談することになります。

ここで委員会を暫時休憩いたします。

午後六時二分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

二月十五日日本委員会に左の案件を付託された

一、法務局・保護局・入国管理局職員の大増員等に関する請願(第一一六二号)(第一一六三号)

第一一六二号 昭和四十九年二月二日受理

法務局・保護局・入国管理局職員の大増員等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市大字高田字上村一〇六ノ二 斎藤和博外千九百九十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第二九七号と同じである。

第一一六三号 昭和四十九年二月二日受理

法務局・保護局・入国管理局職員の大増員等に関する請願

請願者 長崎県南高来郡西有家町須川三八一ノ三 梶原菊千代外二千二百四十四名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第二九七号と同じである。

昭和四十九年三月二日印刷

昭和四十九年三月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局